

- [享保 21 年・1736] 家老—中野吉兵衛光康、漆戸勘左衛門正宥、新渡戸佐五右衛門常頭、漆戸主膳茂親
- 4/6 村瀬又右衛門知行所花巻矢沢村甚十郎夫婦、3/29 より行方不明、欠落の訴え。
- 4/10 牧田平五郎世倅の文四郎、久々湿煩い、台へ 1 廻の湯治暇→8/16 再度の湯治暇
花巻御給人佐藤四郎兵衛知行所鳩岡崎村百姓金三郎 6 日自火で焼失、馬 1 疋焼死(郡代訴え)
- 4/11 殿様、3 日千寿、昼老中ほかを挨拶して廻り江戸の上屋敷着。
- 4/20 宮古御給人重茂源助、重茂浦遠見番所勤務中に持病あり、台へ湯治のため往来 20 日の暇、
世倅の源八が番代を務める。大井川普請済み、幕府役人の検分を受けて終了し、普請の藩士
たち引き払う。
- 4/21 公儀よりかたくりの粉製法の尋問あり、答える。
- 4/24 橋野源助、打身あり台へ 2 廻の湯治暇。
- 4/25 安俵通高松村百姓佐左衛門家、23 日自火で焼失、人馬にけがなし(代官所より訴え)、類焼
なしで組預け御免となる。
- 4/26 山崎三六、21 日江戸より下る道中で落馬し左手を痛め、台へ 2 廻の湯治暇。介抱のため
世倅の小一郎を召し連れる。
- 4/27 花巻川口町久左衛門と検断治右衛門、かたくりの粉製法書上げ、江戸の丹羽正伯へ届ける。
- 4/29 京都岡崎番人箱石八十八へ当年茶早く差し下げの指示。
- 4/29 花巻御給人小田代新蔵、前年春より江戸留守詰め、3 カ年詰の積りを申渡す。
- 5/6 工藤木右衛門と原茂平、いずれも持病の痔再発し、台へ 2 廻の湯治暇。
- 5/15 花巻御給人名須川吉十郎、老年で中症煩い奉公務め兼ねるとして隠居し、世倅の茂弥太が家
督を相続。7 日幕府から元号を元文とする改元の通達。
- 5/18 献上かたくりの粉口味→公方・大納言ほかへ 15 日献上。
- 5/19 跡式：石鳥谷鳥見大森源太右衛門→子源之助
- 5/22 大迫代官所大迫町源右衛門名子の庄三郎家、20 日焼失、類焼はなし。組預り御免。
- 5/23 幕府より金銀不足のため改鑄の通達
- 6/5 堀切半右衛門倅の孫之丞、湿瘡煩い台へ 3 廻の湯治暇。大井川普請手伝い御用の御目付布
施浅右衛門、湿瘡煩い台へ 2 廻の湯治暇。
- 6/8 小田嶋源之丞、痛む所あり台へ 2 廻の湯治暇。
- 6/22 暑気見廻のため松前志摩守へ、かたくりの粉 5 斤入り 1 箱と鶉 30 入り 1 箱、南甲斐守へ
鮎鮓 130 入り 1 箱差し出す→松前志摩守から数の子 1 箱と鰯干物 1 箱見舞いとして受ける。
- 7/2 江戸詰めの花巻御給人小田代新蔵、名を亦右衛門と改める。
- 7/3 花巻と仙台領の境塚、寛永 19(1642)年築建以来の築直しについて、双方で取り交した絵図
を長坂次郎兵衛が盛岡に持参。念入りに築直しの指令。
- 7/7 花巻郡代三上多兵衛の世倅勘九郎、立願あり尾崎と早池峰参詣のため往来 10 日の暇。秋
鳥討ちの指令、大森金之丞・佐藤弥平次・佐藤弥惣らへ→7/22 鳥討ちの場所指令。
- 7/8 坂本八郎、打身あり台へ 1 廻の湯治暇。
- 7/12 奥村文平、持病の打身あり台へ 2 廻の湯治暇。仙北町川欠普請、仙北町検断と組頭ら願い、
人足と柴、乱杭を支給し普請に着手、取付は 8 月中頃から始める。
- 7/22 鳥討ち場所として、石鳥谷は八角新右衛門、花巻通は佐藤弥平次、和賀通は佐藤弥惣、岩
手通は大森金之丞となる。
- 7/25 長嶺弥右衛門、打身あり台へ湯治、往来 2 廻の暇
- 8/8 花巻立花留で、献上の初鮭かの 1 尺、立花村仁助留め上げ、2 番鮭かの 1 尺同村清助留め
上げ、役人共立会い料理の者に塩付けさせ、宰領足軽 2 人をつけ 6 日振りで差し登らせる。
→8/10 にも献上鮭の留め上げ
- 8/9 太田専之助、持病の打身あり台へ 2 廻の湯治暇
- 8/16 牧田平五郎世倅の文四郎、痛む所あり台へ 2 廻の湯治暇。
- 8/17 兼平弥四郎、湿瘡煩い台へ 2 廻の湯治暇。
- 8/19 献上の初菱喰 1、和賀で佐藤弥惣討ち上げ、料理の者念入りに塩付けし宰領足軽 2 人つけ
6 日振りで差し登らせる。
- 8/22 献上二番鶴 1、石鳥谷で八角新右衛門討ち上げ、塩念入りにし宰領足軽 2 人つけ 6 日振り
で差し登らせる。
- 8/25 漆戸主膳家来安藤甚七詮議のため、花巻瑞興寺真牛、瑞興寺預りとなる→9/7 真牛病死
- 8/28 毛馬内九左衛門、痛む所あり台へ 1 廻の湯治暇。

[享保 21 年・1736] 5/7 以降元文と改元、家老—中野吉兵衛光康、漆戸勘左衛門正有、新渡戸佐五右衛門常頭、漆戸主膳茂親

- 9/1 花巻御給人三田六郎右衛門居宅、8/29 自火で焼失、類焼なし。
- 9/3 御困煙硝不足し、武具奉行改め書によると、愛宕山合煙硝 1805 貫と 144 貫 93 箱、不足分は石巻筋で買い上げ。
- 9/7 菊池勘太夫、持病の膝痛みあり台へ 1 廻の湯治暇る
- 9/8 小館喜右衛門、8 月初めより打身再発し台へ 2 廻の湯治暇。
- 9/9 料理方藤田嘉七郎、湿煩い台へ湯治、往来 10 日の暇。南甲斐守参勤のため八戸 7 日発駕、9 日申刻盛岡八日町太郎治所に着く。
- 9/11 毛馬内九左衛門、湯治暇により台へ罷り越す。
- 9/12 石沢幸右衛門、持病の痔指し発し、台へ 2 廻の湯治暇。花巻御給人宮野条右衛門、寺林通湯本村大明谷地や刈屋沢野ほか、野竿 53 石の新田場を支給され、130 石軍約、礼銭 53 貫文差上げる。簡作右衛門も万丁目通湯口村小ひけ野や鬼柳通山口村西田より小皮台ほか、野竿 53 石の新田場を支給され、礼銭 53 貫文差上げる。
- 9/13 盛岡の恩流寺、湿瘡煩い台へ湯治往来 15 日の暇。
- 9/24 領分中宗門人数目録、稗貫郡 23568 人(内男 12,417 人)花巻町 4921 人(内男 2681 人)、江戸へ差し登る。
- 10/4 松岡角右衛門、痛みあり台へ 2 廻の湯治暇→10/17 台で 16 日よる自殺→11/5 身帯没収
- 10/5 安藤甚七処罰の連座：花巻川口町甚七郎、田名部の牛滝へ追放
- 10/8 黒沢尻御蔵奉行交代：東野義兵衛→藤村源七
- 10/22 来春江戸留守登：真寿院番人の一人に花巻御給人煤孫治弥太、台所奉行に奥寺孫兵衛(小田代又右衛門の代り)
- 10/27 酒値段；諸白 1 升 47 文、並酒 1 升 38 文、11 月 1 日より実施。
- 11/2 制札書き直し済み。
- 11/12 大迫代官所上町安兵衛火元で 11 日晚出火し、11 軒焼失、人馬ともけがなく、質屋と酒屋は類焼せず。跡式：花巻御給人松岡三太郎→子の安次郎(50 石余)
- 11/26 川嶋喜兵衛、前年より 7 カ年勘略し、八幡通北九兵衛知行所関口村の淵沢儀左エ門家に引越す。
- 11/29 花巻御給人伊藤善右衛門知行所膝立村百姓仁助手廻し 6 人 20 日欠落。
- 12/2 江戸に差し登らせた白雉、道中の矢吹で落ちる(注、死ぬの意味か)
- 12/17 花巻御給人小田代亦右衛門へ、岩手郡内で 23 石 445 の新田小高帳を交付
- 12/19 跡式：花巻矢沢胡四王別当の門兵衛→子の武兵衛(3 石 200)、寺社奉行へ申し渡す。
- 12/22 松前志摩守へ、挽貫蕎麦 1 箱と雉 5 羽 1 箱、寒中見廻いとして進上。
- 12/26 花巻与力の三田善吉へ、新田披き立ての年数、享保 19 年から当年までを改め、元文 4 年まで延長。
- 12/28 二五万丁目通紫野村百姓長十郎手廻し 6 人、19 日欠落。
- 12/晦 八幡寺林通大瀬川村百姓弥兵衛 16 日欠落の訴え

[元文 2 年・1737] 藩主下向

- 1/4 改名：江戸で花巻御給人苦米地久治→長左衛門。松岡覚平太へ、身帯没収された松岡覚右衛門門本屋敷を与える。
- 1/9 家老の新渡戸佐五右衛門、病気のため辞職願い出、直後に病死。
- 1/13 代官交代：八幡寺林通代官服部久左衛門→山崎三六、二子万丁目通代官太田蘭右衛門→沢田重右衛門、大迫通代官田鍍嘉太夫→日戸奎兵衛。花巻御給人佐々木平蔵娘婿養子に母方従弟の岩間弥源太弟の末三郎とする。
- 1/17 跡式：花巻御給人戸来軍兵衛→子の熊之助(58 石 800 余)
- 1/21 花巻本御蔵奉行交代：築田五八郎→漆沢七郎左衛門
- 1/26 黒沢尻御蔵兼艦奉行交代：小田代又助→川村佐左衛門
- 1/29 黒沢尻御蔵兼艦奉行小田代又助、栃内善兵衛、藤村源七、花巻町奉行太田五郎左衛門と簡作右衛門へ、前年冬実施された「登らせ米」と納戸米の川下しに出精したことに対し褒美の言葉。→2/1 鬼柳黒沢尻代官中嶋三右衛門と宮野条右衛門に、前年の年貢米と諸役金取立て上納よろしいとして、褒美の言葉。

2/4 松前志摩守より、臘臍 1 包寒中見廻いとして進上される。

[元文 2 年・1737] 藩主下向 5/3

2/24 跡式：新渡戸佐五右衛門→源之助(500 石)、なお文助が代りに跡式受けの言葉を言上→2/27 高札書替えを江戸に伺い、書替えの指令下る。

3/4 花巻の藩境、享保 5(1720)年以来の見廻り、境古人の高屋権之丞と折居嘉兵衛に指令。

3/6 小野正金、打身差発し台へ 2 廻の湯治暇

3/11 改名：花巻御給人冨沢熊太郎→同広左衛門。下向の定目を申渡す。

4/1 沢里十兵衛知行所八幡通五大堂村百姓清九郎 53 歳と子の卯の 15 歳、3 月 15 日から行方不明の訴え。

4/9 伊沢養元俵の養意、眼病稽古のため罷り登り、笠原養古に学ぶため、当年 4 月から 2 年間。大迫町胤師彦右衛門、鉄砲と札を前年冬に焼失し、再交付を願い出る→4/25 彦右衛門へ鉄砲 1 挺(玉目 3 匁 5 分)と札 1 枚を交付。

4/11 佐藤友益、台へ 1 廻の湯治暇。

4/16 花巻郡代、和賀郡高木通立花村と仙台領江刺郡境の大小塚上置きについて、花巻御給人太田与次右衛門に境絵図を持参させる。双方の古人立会い吟味の上、上げ置くよう郡代へ指示。

4/23 殿様、18 日江戸発駕、道中 12 日振りで下向し 29 日盛岡着城→4/26 江戸 22 日発駕し、5 月 4 日盛岡着城、13 日振り。

4/25 宮古代官高屋五右衛門(38 歳)、役所で 16 日夜自殺。

4/26 石井新之丞、当分の間黒沢尻物留を命じられる。

5/2 徒目付洞内三右衛門、花巻御泊へ金遣いのため派遣される。

5/3 殿様、2 日丑刻(午前 2 時頃)花巻着、3 日巳刻(午前 10 時頃)郡山御昼、申刻(午後 4 時頃)盛岡着城。南甲斐守下向のため、普請した六日町御飯屋入りの予定→5/11 申刻(午後 4 時頃)盛岡着、5/12 盛岡出発。

5/6 家老の漆戸勘左衛門(40 歳)、27 日自殺し、身帯屋敷没収の処分→5/12 思召しにより子の甚五郎 500 石で新規召抱え。

5/12 土岐五郎左衛門、伊東元通、太田友的、岡田養庵、下条図書、服部久左衛門、小寺玄専(のち元仲)、隠居の岡田宅翁、同下条素冬、同一戸斯水の 10 人、殿様の俳諧相手を命じられる→6/8 飯富了碩、俳諧相手に加わる。

5/13 花巻御給人伊藤平内俵の左内、伊勢参宮の暇。花巻一日市町藤三郎、活亀 1 見つけ差上げ、褒美として代物 300 文を支給される。

5/19 村田道伯、早池峰参詣のため往来 10 日の暇。

5/21 鳥谷部助右衛門、岩鷲(岩手山)と早池峰参詣のため往来 10 日の暇。

5/24 野々村此面、打身差発し台へ 2 廻の湯治暇。

6/1 高橋与四郎娘婿に花巻御給人鈴木伝右衛門三男の与一郎とする。献上かたくりの粉口味。

6/4 坂本八郎、痛む所あり台へ 2 廻の湯治暇。

6/15 小田嶋久兵衛、持病の疝氣指起り台へ湯治、往来 2 廻の暇。

6/16 花巻瑞興寺後住に、二子村永明寺隣堂長老とする(報恩寺へ通達)。

6/24 花巻鳥見の和田甚五兵衛娘婿に、御勘定方賀与惣兵衛次男の甚七とする。

6/25 古切支丹類続死失覚：和賀郡成嶋村助作孫太郎右衛門妻のさた(50 歳)、2 月 5 日死去、真言宗成嶋寺内に土葬。

6/28 月次御礼：分地の花巻御給人藤左源太、入院の花巻瑞興寺、鳥目差上げ。

7/4 代官交代：八幡寺林通代官山崎三六→戸来源左衛門、高木安俵通代官堀切半右衛門→太田代兵右衛門。

7/7 七夕祝儀：鳥見の和田甚七、鳥目差上げ。

7/8 土用中にかたくりの粉、先月 29 日公儀へ献上

7/10 奥瀬軍太、湿瘡煩い台へ 2 廻の湯治暇。黒沢尻物留番人交代：小菅源兵衛→儀我惣十郎

7/18 花巻与力小川文次郎と小田島勘之丞、数代実体勤めにより、与力御免、御給人となる。

7/22 表具師五郎右衛門、弟文次郎を養子として願い出、認可。御小納戸戸山平助に申渡す。

7/28 花巻郡代三上多兵衛、花巻で 6 月初めから疝(つか)え煩い、坂元元達が診療医となる→8/6 元達から、郡代快癒の報告。

8/1 八朔祝儀：小川文次郎、小田嶋勘之丞、表具師文次郎、鳥目差上げ。

8/5 改名：花巻御給人鹿討弥兵衛→鹿討長兵衛

8/7 花巻高木村彦三郎、鮭めす、花巻川口町甚四郎、鮭かの 1 尺、公儀献上のため登らせる。

→8/8 高木村藤四郎と助五郎、鮭を献上。

[元文 2 年・1737] 藩主下向 5/3

- 8/11 花巻郡代三上多兵衛、病気により辞職。三上の治療に花巻役医小野寺円清、町医城玄察、青木友伯、鎌田休意の 4 人があたる。花巻郡代の後任は用人の日戸宇右衛門、白石与力、矢幅八右衛門、松田弥兵衛の 4 人、1 年交代で郡代を務めることになる。
- 8/14 遠藤友貞、湿瘡煩い台へ 2 廻の湯治暇。
- 8/15 高木通立花村、藩境塚上げ置き、12 日終了
- 8/16 木村平兵衛、湿煩い台へ 1 廻のり湯治暇
- 8/17 花巻郡代三上多兵衛の後任、御用人中 1 カ年切で交互交代、役料金は年 50 駄支給。日戸宇右衛門、花巻郡代となる。
- 8/23 御姫様台へ湯治、御供の名簿
- 8/24 煤孫治右衛門、持病の痔差発し台へ 2 廻の湯治暇。
- 8/25 お浦殿、花巻台へ湯治。
- 8/27 三上安右衛門、早池峰参詣のため往来 5 日の暇
- 9/1 御姫様台へ湯治のため、目付奥寺常之助、湯本へ御用詰→9/4 目付所物書熊原覚蔵と徒目付工藤小左衛門、湯治御用勤め→9/11 御姫様今朝台へ発駕、お浦様同行→9/19 夜五時盛岡に戻る
- 9/14 八幡通五大堂村東禅寺領百姓勘之丞(37 歳)、8 月 14 日より行方不明、郡代日戸宇右衛門報告
- 9/17 八幡寺末寺の白山寺、中風煩い隠居、弟子の義観を後住とする。
- 9/23 花巻御給人小野寺惣左衛門、知行所二子村 8 石 568 の内、畑 5 石余享保 13 年の洪水で川除土手押切水堀、引竿不要となっていたが、今回川欠永代荒地となり引竿を願い出る。百岡幸右衛門、早池峰参詣のため往来 14 日の暇。
- 9/25 宗門目録書上げ：稗貫郡 23,631 人(内男 12,841 人)、花巻町 4,327 人。
- 10/2 横浜左伝次、湿煩い、台へ湯治 2 廻の暇
- 10/8 宮内了意、腰痛のため台へ湯治 2 廻の暇 注)廻は「まわり」と読み、風呂桶の賃借期間や湯治、服薬の一区切りが 7 日であった。
- 10/20 八幡寺林通金矢村百姓市兵衛(51 歳)ほか欠落。小野正金、持病の手足痛み、湯治の場所を台から鶯宿に変更。酒段：諸白 1 升 53 文、並酒 1 升 40 文 8/5～10/20、町奉行酒屋に申渡す。
- 10/23 古切支丹類続病失覚：和賀郡成嶋村助作孫の太郎右衛門、6 月 27 日 82 歳で病死、成嶋寺に土葬。この旨の書付を江戸へ送る
- 10/24 小山田久左衛門、持病の痔差発し台へ湯治 2 廻の暇
- 11/1 殿様痛む所あり月次御礼は亀五郎様が受ける。
- 11/2 三上多兵衛、股痛み除かれず歩行不自由、鶯宿へ湯治往来 2 廻の暇。儀我惣十郎、病気のため黒沢尻物留辞任し、後任に設楽武右衛門を任命。
- 11/5 大迫代官所亀森村百姓蓮華田藤兵衛家、5 日晚七時焼失、人馬に怪我なし、代官訴え。
- 11/13 献上真鶴 1 を討ち上げた花巻御鳥討八角新右衛門へ、褒美金 100 疋。
- 11/15 花巻御給人神山次郎左衛門知行所円万寺村百姓平三郎手廻し 5 人 5 日欠落、郡代日戸を経て目付へ報告
- 11/16 久慈喜兵衛、湿煩い台へ湯治 2 廻の暇
- 11/24 来春参勤の時節幕府に伺い、7 月中参府とする老中奉書を受ける
- 11/25 大迫通達曾部町捨て札の詮議：外川目村中居で 22 日 60 歳余の道心坊主(注：出家者)の死体を百姓発見。
- 閏 11/1 月次御礼：家督・花巻御給人五日市覚之丞、入院・花巻白山寺、鳥目差上げ。
- 閏 11/16 万丁目通笹間村百姓手回し 6 人、4 日晚欠落、代官から郡代を経て目付へ報告、年貢米や諸役金は五人組と親類が上納することになる。
- 閏 11/22 跡式：花巻御給人堀内与四右衛門→同太郎左衛門(郡代へ申し渡す)
- 12/4 花巻御給人亀ヶ森千松、知行所披き立て、享保 19(1734)年から元文 3(1738)年までの 5 カ年としていたが、元文 4(1739)年から 6 カ年に延期する。
- 12/10 改名：花巻御給人高橋小三郎→瀬兵衛、柏葉弥太郎→恒右衛門、折居円之助→作兵衛、神山徳太郎(幸右衛門の子)→彦蔵
- 12/17 御小納戸松岡嘉平次申渡し：**絵師森甫斎へ諸土屋敷絵図御用出精として褒美の詞**

[元文3年・1738] 藩主参勤 家老-中野吉兵衛光康、漆戸主膳茂親

- 1/2 年頭御礼、盛岡城中の丸上段の間にて。花巻御給人 100 石以上鳥目差上げ。御絵師藤田永湖→1/6にも年頭御礼
- 1/11 家督継目御礼の日程、1月～6月
- 1/13 交代：八幡寺林通代官戸来源左衛門→玉井清兵衛、大迫通代官鴨沢金右衛門→太田代伝助、花巻新御蔵奉行工藤文太夫→大萱生庄右衛門、黒沢尻御蔵奉行栃内善兵衛→栃内半右衛門
- 2/2 知行方の諸士・給人などへ知行所内の所務や産物などの書上げを命じる。
- 2/4 福島本陣の安斉一郎右衛門の名代、柿櫃1箱と鴨2羽年始の祝いとして献上。
- 2/6 相撲の浪之丞、台へ2廻の湯治暇
- 2/7 改名：花巻御給人佐々木平八→仁左衛門、長坂平八→源次郎、柏葉平八(安右衛門嫡子)→安平太
- 2/10 家老の中野吉兵衛、病気のため辞任。
- 2/14 花巻瑞興寺、転衣のため能州膳持寺に罷り登るため暇を願い出、認可
- 2/15 仙台国分町武田甚助、焼鮎とうと1籠年始祝いに献上→1/8返礼に金3歩と白鳥1羽下賜
- 2/22 江戸参勤の供登役人：浦田専右衛門→2/23 勘定頭松岡孫右衛門、→2/27 御側御用人印東弥一郎、→2/晦日御側御用人栃内左右、目付向井伝右衛門
- 3/1 夏の供登り面付：真寿院番人に花巻御給人伊藤源五左衛門。照井七郎右衛門、持病の痔再発し台へ2廻の湯治暇。
- 3/4 殿様と彦九郎様、3日未下刻(午後3時頃)遠野一日市町着→3/8大槌箱崎村で6日山狩り、殿様は7日七時(午前4時頃)大槌発駕し宮古に向かう。彦九郎様は遠野泊まり。→3/9彦九郎様遠野より盛岡に戻る→3/12殿様宮古から盛岡に申刻(午後4時頃)戻る
- 3/14 黒沢尻御蔵奉行藤村源七、煩い、治療に花巻から医師が派遣される
- 3/20 家督：花巻御給人永井理左衛門(中気煩い)→世倅金兵衛
- 3/21 産物御用実体勤めの功勞として、絵師小川休林、藤田永湖へ300疋ずつ目付より申渡す、表具師の喜八郎と五郎右衛門へ300文ずつ御小納戸へ申渡す。高木通町井村江刺脇之助知行百姓仁蔵家16日暮自火にて焼失、郡代より報告。
- 3/23 南甲斐守参勤のため盛岡仮屋着。黒沢尻御蔵奉行藤村源七の治療に花巻の小野寺円清が派遣され、痞(つかえ)指し重しとしてさらに盛岡の坂井元達が派遣される。
- 3/26 坂本八郎、持病の打身、台へ1廻の湯治暇。中里与次右衛門世倅の与太夫、湿瘡煩い台へ1廻の湯治暇。(注)湿瘡は、かいせん虫の寄生で皮膚に湿疹が発生し全身に広がって、かゆみをおこさせる病気で、「かいせん」、「ひぜん」、「湿」ともいう。
- 3/28 殿様、鶯宿へ湯治→5/5盛岡に戻る
- 3/29 藤浪八十六、持病の討身(打身)指発、台へ2廻の湯治暇
- 4/13 八幡通北九兵衛知行所関口村百姓喜助と清八、手負いの青鹿1疋取る
- 4/16 改名：花巻御給人神山彦蔵(幸右衛門の子)→半蔵、名須川彦内→小兵衛
- 4/18 小田嶋源之丞、湿煩い台へ2廻の湯治暇。鈴木久右衛門、持病の痔再発し、台へ2廻の湯治暇。
- 4/19 花巻郡代日戸宇右衛門より、花巻御給人役替えの報告：御作治奉行中野八郎兵衛→平沢八十右衛門、川奉行三田茂左衛門→上田治平、東根御山奉行平沢八十右衛門→岩間五平太、西根御山奉行三田理五右衛門→三田茂左衛門、御道具奉行岩間五平太→小平平四郎、御困穀奉行三田六郎右エ門(但し本人病気のため世倅六之丞当分勤務)。寺林通台村藤吉家15日昼焼失。
- 4/21 目付目時源太夫、参勤御礼帳御用懸りとなる。
- 5/9 勝木藤助、病身で吹手煩い出勤できず黒沢尻物留辞任→5/11後任に伊藤太郎左衛門。
- 5/11 彦九郎様、御供登りとなる。
- 5/11 信楽寺、出世のため和州初瀬へ罷り登る (注)和州は大和国の別称、初瀬は奈良県桜井市初瀬にある長谷寺のこと。
- 5/2 日戸宇伝次、春から湿瘡煩い台へ1廻の湯治暇
- 6/1 御用人白石与六、8月から日戸宇右衛門に代り花巻へ罷り越す、老体ゆえ世倅伴内の付添を考えるが、伴内が1か月1度ずつ様子見届けに花巻にくるようお願い出て、認可。
- 6/7 花巻御給人伊藤源五左衛門、参勤供登の際3男利三郎を軍役人数に加えて召し連れる。
- 6/9 殿様27日発駕、道中12日振りの配符立つ。
- 6/10 かたくりの粉1箱と鶉1箱、松前志摩守へ暑気見舞いとして送られる

6/12 御供道中の定目

[元文3年・1738] 藩主参勤 家老-中野吉兵衛光康、漆戸主膳茂親

6/19 前年冬に花巻の小田代又右衛門召仕いのまとふ、相撲を望むものの御用立たず本所へ帰す。

6/27 殿様、亀五郎様と彦九郎様を同道し巳下刻(午前10時半頃)発駕→7/15 殿様9日着府(江戸到着)

7/7 鳥討の任命→7/18 大森金之丞は和賀通、勝又六郎兵衛は花巻通となる

7/27 八幡寺林通代官平沢主蔵、持病の瘡え指起り養生、25日に卒風煩い、代官を辞任→7/29 同役の玉井清兵衛、7日初めから痲病煩い風気ありとして辞任を願い出るが却下され、養生を命じられる。

8/3 花巻御給人小田代又右衛門、当分の間八幡寺林通代官を命じられる。

8/8 献上の3番鮭1尺、花巻獅子ケ鼻天当張にて高木村佐左衛門取上げ、塩付けとし宰領花巻足軽2人付け、6日振りで差登らせる。

8/13 献上の菱喰1羽、塩付けとし、宰領花巻足軽2人付け、6日振りで差登らせる。

9/7 長坂次郎兵衛、花巻取付(取次)解任→9/13 後任に神山嘉七郎

9/13 花巻御金奉行交代：神山嘉七郎→太田与次右衛門。玉山清兵衛、病気のため八幡寺林通代官辞任→9/17 花巻御給人小田代又右衛門、八幡寺林通代官当分の間勤務から直々本役となる。

9/17 山本平治、痛みあり台へ2廻の湯治暇。

9/19 跡式：平沢主蔵→慶之助。二子万丁目通鍋蔵村…

9/20 八幡寺林通代官交代：玉山清兵衛→星川市郎右衛門(当分の間)

9/24 宗門改め人数目録：花巻町6364人、内男3,475人

9/28 跡式：花巻御給人猪去内臓丞→同八十八

10/11 跡式：花巻御給人高橋多右衛門→一郎平(59石5斗余)

10/24 跡式：花巻御給人長沼治五右衛門→同小五郎(51石)

10/28 酒値段：諸白1升52文、並酒1升41文、11月1日からとする。

11/1 江戸で亀五郎様、嫡子となる。毛馬内三左衛門、加判役を命じられる。

11/11 花巻御与力及川宇太郎、彦九郎様相手を命じられる。

11/16 家督：花巻御給人梅木助左衛門(老衰隠居)→久太郎

11/17 来春江戸留守居詰登の面付：真寿院番人に、花巻御給人中村定八と長坂次郎兵衛

11/21 家督：花巻御給人大関三郎左衛門(老衰病気)→清三郎

11/27 跡式：花巻御給人一条弥八郎→養子丑之助(15駄)

12/1 川びたり(注、水神祭)の祝い。大森金之丞と佐藤弥平次、寒鳥討を命じられる。

12/15 江戸にて殿様の名乗り、利視と改める。

12/21 花巻新御蔵奉行の舟越弥助、病気のため養生を願い出る。

12/28 改名：花巻与力の及川宇太郎→左六

12/晦 大迫代官日戸左兵衛と太田代伝助、年貢米納入出精として満足の言葉を受ける。

[元文4年・1739] 利視在府、家老：中野吉兵衛光康、毛馬内三左衛門景次、なお漆戸主膳は在府。

1/9 跡式：花巻の伊藤次郎右衛門→子の甚兵衛(122石余)。花巻の田頭亦六→子の伝六(91石余)

1/12 具足餅披露：大工棟梁ほか諸職人へ支給される。御絵師1人、表具師1人

代官交代なし。大迫御蔵奉行一方井喜右衛門→一条和右衛門、黒沢尻御蔵奉行川村佐左衛門→和井内六太夫

1/13 大迫代官所内川目村百姓庄吉家、10日自火にて焼失、人馬ともけがなし。代官訴え。

1/15 真寿院番人に花巻の長坂次郎兵衛、2月10日出立。花巻・郡山・盛岡通に盗み鉄砲ありとして鳥見に吟味を命じる。

1/17 花巻新御蔵奉行舟越弥助→高橋十郎左衛門

2/4 江戸の伊藤源五左衛門病気にかかり、介抱のため花巻の伊藤新助江戸に登る

2/23 家督：花巻の三田六郎右衛門(老衰病身)→倅の六之丞。跡式：花巻の江釣子又助→子の丑五郎

2/25 七戸忠右衛門知行、八幡通新堀村百姓仁左衛門(41歳)15日より行方不明の訴え

3/1 八幡通上似内村助三郎家、夜5時自火にて焼失、代官から郡代を経て目付へ訴え

3/6 沢田十右衛門、3日から中症煩い二子万丁目通代官を辞任。

3/11 家督：花巻の櫛引与助(老衰)→郷助、神山次郎左衛門→四郎右衛門

4/6 馬薬御用鳥討、大守金之丞と佐藤弥平次へ申渡す。花巻の玉山九郎次家、3日自火にて焼失し遠慮するが、遠慮を解く。

[元文4年・1739] 家老：中野吉兵衛光康、毛馬内三左衛門景次、なお漆戸主膳は在府。

4/14 二子通湯口村百姓万右衛門家、9日自火にて焼失。

4/17 花巻の太田与次右衛門娘婿に、花巻の高屋源之丞次男の文次郎。

4/23 二子万丁目通代官野々村七郎右衛門→小田代又右衛門

4/25 殿様 18日江戸城に登り、下向の暇を仰せ出される。19日江戸発駕、道中12日振り、5月1日盛岡着の飛脚到着。彦九郎様江戸滞在。

5/1 殿様昨29日未の刻花巻着、亥の刻郡山御昼へ止宿し、1日午の刻盛岡着城。

5/11 花巻の亀ヶ森六之丞、嫡子死去し、次男の伝次郎を嫡子とする。上田権六、持病の打身差し起り台へ湯治1廻の暇。

5/17 南甲斐守(八戸藩主)辰刻盛岡の六日町御仮屋着。

5/23 三ヶ尻弥兵衛知行、高木通倉沢村百姓九平治(27歳)、9日より行方不明。

6/9 久慈文内、湿瘡煩い台へ湯治2廻の暇

6/18 前年冬花巻で御蔵手形偽造した川口町の徳隣、打身獄門の処罰

6/24 松前志摩守へ、かたくりの粉50斤入り1箱と塩鶉30羽入り1箱を、南甲斐守へ鮎鮪

7/7 円子伊四郎、「記」と改名。

7/8 星川市郎右衛門と小田代又右衛門、二子万丁目通代官を解任。

7/10 吉田本陣の安齊弥太郎、白石温麵と干飯10袋献上。

7/12 八幡寺林通代官に榊引郷助を任命。

7/13 中里与次右衛門、倅与太夫の台への湯治暇

7/18 改名：花巻の中野新兵衛→与一郎

8/6 改名：花巻の伊藤源五左衛門→武左衛門。永福寺輪番より、大庄厳寺住職に長谷寺とする願い許可。→8/9長谷寺後住に覚善院となる。

8/9 鬼柳通代官中嶋三右衛門→菊池三郎兵衛

8/20 殿様、お忍びで奥筋巡視に出発、卯の上刻(午前5時半頃)に御蔵前御門より発駕。

9/8 花巻郡代矢幅八右衛門居懸の役屋、7日丑の刻(午前2時頃)出火し全焼、八右衛門は北御役屋に移り遠慮、取次照井与五左衛門訴え。→9/15遠慮を解く

9/22 殿様、渋民御泊りより未上刻(午後1時半頃)着城。お忍びで奥筋巡視。

9/29 家督：花巻の門屋助右衛門→子の十兵衛

10/3 領内人数目録：花巻町6,365人(内男3,886人)

10/13 照井七郎右衛門、持病の痔差発し台へ1廻の湯治暇

10/14 花巻城風呂屋、13日夜寅ノ刻(午前4時頃)出火し鎮火。郡代勤番中2度の出火、松田弥兵衛が交代に派遣され、八右衛門は町家に移り詮議を行う。

10/15 花巻郡代矢幅八右衛門→御用人松田弥兵衛、当年五分の一借上げ免除。また、御用人葛西正兵衛、花巻郡代兼帯守右衛門、与六、八右衛門、弥兵衛同様に仰付けられる。

10/18 跡式：花巻の工藤吉左衛門→子の七右衛門(24石900余)

10/晦 花巻郡代で御用人の松田弥兵衛、血忌御免

11/3 花巻の中嶋忠右衛門、8日から耳痛み、頃日半頭以ての外強く快気の見込なし、高木通代官解任。

11/11 御用人矢幅八右衛門、不埒者を吟味せず召し抱えたとして、謹慎し、御用人を解任される。

11/14 酒値段、諸白1升52文、並酒1升41文

11/22 橋本左兵衛組持弓の作内、只の良右衛門、矢幅八右衛門が花巻郡代勤番の際奉公し、八右衛門借り物の衣類を盗み、9月7日御役屋に放火、10月13日花巻城風呂屋へ放火したことを白状し、22日花巻で磔(はりつけ)を命じる。

11/25 殿様参勤の時節伺い、来春4月中の参府となる。

11/28 安俵通代官太田伝左衛門、忌懸御免

12/4 中里与次右衛門養子の与太夫、病身のため花巻の実父、小山田善左エ門に帰る

12/12 八幡通大瀬川村百姓清右衛門家1軒、11日自火で焼失、馬2匹焼死。火元は五人組預り

12/14 沢田金七知行、二子通円万寺村切添新田の披立て、前年3月の洪水で山崩れ披き終わらず、機関を翌年から5カ年に延期する。

12/17 南甲斐守在所、8月大風で田畑7,000石余損耗、破損・破舟6艘、溺死者あり。

- 12/18 花巻与力の及川左六、御与力を免じられ盛岡御給人（諸士か）となる。
- 12/19 来春御供登りの面付：御末番人に花巻の神山幸右衛門、真寿院番人に花巻の奥寺孫右衛門。
[元文5年・1740] 家老：中野吉兵衛光康、毛馬内三左衛門景次、漆戸主膳茂親
- 1/2 年頭御礼：利視中の丸上段の間に辰の中刻(午前7時半頃)出坐、花巻御給人100石以上鳥目差上げ。
- 1/7 花巻郡代内代り、向後半年代り相手勤めるべき旨仰出。御用人中へ申渡す。沖弥一右衛門江戸で病死。
- 1/10 大般若執行13日
- 1/13 岩崎番人に杉田平助ほか4名、黒沢尻物留に勝木藤蔵ほか3名仰付。殿様お召の具足、高知ほかへ披露。二子万丁目通代官小田代又右衛門→大須賀久兵衛。安俵高木通代官太田代兵右衛門→佐久間右内。大迫通代官太田代伝助→斎藤十兵衛。花巻元御蔵奉行漆沢七郎左衛門→岩館治五右衛門。黒沢尻御蔵奉行枅内半右衛門→根守覚左衛門。桑沢尻御蔵奉行兼艦奉行和井内六太夫→高橋左太郎。具足披露、絵師盛岡城柳の間後座、大工棟梁ほか諸職人、絵師1人。
- 1/14 前年秋登らせ米穀川下し済み、褒美支給、金200疋ずつ八幡寺林通代官照井多左衛門と櫛引郷助、二子万丁目通代官小田代久右衛門と小山田善左衛門、安俵高木通代官太田代兵右衛門、鬼柳黒沢氏の通代官菊池三郎兵衛と宮野条右衛門、大迫通代官日戸杢兵衛と太田代伝助、へ。金100疋ずつ、花巻元御蔵奉行工藤善蔵と漆戸七郎左衛門、花巻新御蔵奉行大ケ生庄右衛門と高橋十郎左衛門、黒沢尻御蔵奉行藤村源七と枅内半右衛門、和井内六太夫、大迫御蔵奉行一条和右衛門へ。
- 1/17 花巻町奉行太田五郎左衛門、持病の痞度々差起り胸痛み、町奉行職の辞職を願いでるが、数年勤めのため願い却下。
- 1/20 当春御供登り面付：馬責守田金左衛門。
- 1/23 家督：花巻の石沢孫市（病身）→倅治五郎、郡代へ書状。
花巻役替え、郡代松田弥兵衛申渡し、目付へ申し来る：御金奉行奥寺孫右衛門・太田与次右衛門→上田治平・堀内太郎左衛門、川奉行上田治平→乙部長蔵、西根御山奉行柏葉安右衛門・三田茂左衛門→永井金兵衛・三田利右衛門、末根御山奉行戸田喜左衛門・岩間五平治→亀ヶ森六之丞・伊藤左内、御台所奉行亀ヶ森六之丞→岩間五平治、小荷駄御役上野十郎→中野与一郎、御小道具奉行上田惣兵衛→三田茂左衛門、御困穀奉行中野与一郎→戸田喜左衛門。
- 1/23 花巻の小山田又右衛門と三田六之進、前年冬花巻火事で詮議、花巻城風呂屋焼失の際三田六之進三男で御物書の三田仁左衛門、勤務振りを誉められる。
- 1/27 花巻町奉行太田五郎左衛門と簡作右衛門、前年冬の登らせ米穀の世話と川下し済み、褒美の言葉を受ける。葛西正兵衛、花巻郡代として赴任。
- 2/4 花巻の神山幸右衛門と神山儀三郎、新田抜き5カ年延長
- 2/6 跡式：花巻の中嶋忠右衛門→子文平(75石400余)。(注)2/28、月次御礼で目見え。
当春御供登り面付
- 2/8 与力の三田伊兵衛、鬼柳通和賀川川原で新田20石余、前年夏の洪水で水押罷成り酉から2カ年延長。盛岡城下紙丁橋詰番所近くに箱設置。
- 2/9 花巻鳥討に佐羽内仁兵衛と吉田守多太仰せ付け。
- 2/13 真寿院番人交代：長坂安左衛門→花巻の太田与次右衛門、当春登。
- 2/15 月次御礼：花巻の信楽寺初目見え、鳥目差上げ。
- 2/17 殿様参勤：3月21日発駕、→2/28道中12日振り、配符立て、池田勝右衛門組2人に持たせ派遣。
- 2/10 枅内仁左衛門、打身差発し台へ1廻の湯治暇。
- 2/21 花巻取次交代：太田与次右衛門(当春登)→小田代又右衛門(郡代より申来る)
- 2/26 御用人白石与六、去々年と去年花巻勤番中より大病度々患い、花巻順番となった場合、花巻御境一人では勤め兼ねるので花巻郡代御免を願い出る。福島本陣安斎一郎右衛門、去年冬米500石、大豆500石買取り川通し証文願い出、町奉行へ申渡す。
- 2/29 寺社奉行織笠庄助、次男の忠助(17歳)を嫡子とする。花巻の太田与次右衛門の新田抜き、前年夏洪水押崩れ揃兼ね、翌年から5カ年延長する。
- 2/28 湯治願い、平士は江戸へ伺い立て、急ぐ場合目付共吟味し認可する。松川と下風呂への湯治願いは除外。

- 3/1 花巻の中野八郎兵衛、三田茂左衛門、堀内太郎左衛門、上田治平、花巻与力の煤孫惣助、新田披き翌年から5カ年延長、いずれも前年夏の洪水で押切り普請成就せず。
- [元文5年・1740] 家老：中野吉兵衛光康、毛馬内三左衛門景次、漆戸主膳茂親
- 3/2 横井三次郎、西宮野目村新田 25 石、披き揃い、検地改めの竿、本知へ加える。相撲銀之丞の親久三郎へ新規1人扶持支給、2月5日から毎月大小差引き、八幡寺林通代官小手形を取り米を渡すこととなり、花巻本御蔵の工藤善蔵と岩館治五右衛門へ通知。
- 3/4 花巻の三田利五右衛門、櫛引善八、与力の城源次郎、知行所新田の検地を願い出て認可。花巻の高浜喜兵衛と与力の伊藤嘉平次の知行所新田は前年夏の洪水で普請成就せず、翌年から5カ年延長する。塩値段：1升20文、八幡寺林通・二子万丁目通・鬼柳黒沢尻通。23文土沢・大迫通。
- 3/7 花巻の門屋十兵衛ら、知行新田の検地改め、認可。南甲斐守(南部広信)参勤、23日八戸発駕→3/26持病の痔のため参勤延期。
- 3/8 家督：花巻の小野寺惣左衛門(老衰)→倅又作
- 3/11 柄内仁左衛門の娘婿に、花巻の平沢慶之助弟の百松(実は仁左衛門の甥)江戸詰め夫人足方、日用頭をまわして雇い江戸登り、田名部・野辺地・七戸を除く、百姓を吟味して確かな百姓を雇用する、1人6貫文ずつ代官役銭から渡す、1カ年限り、在府150人から100人。
- 3/14 花巻住いの石鳥谷鳥見の田中長九郎、遠方のため鷹御用急ぐ際差支えあり、八幡村に高22石余畑高4斗あり、屋敷地を貰えるならば花巻家屋敷を返上すると願い出て、認可→4/6家材木を支給される。
- 3/15 道中定目
- 3/21 殿様発駕→3/23和賀川・伊沢川渡し船で21日渡る→4/10江戸上屋敷に3日到着。
- 4/8 酒値段：諸白1升60文、並酒48文、9日より通用。
- 5/5 八幡通葛村十兵衛家、2日自火で焼失、人馬けがなし。5人組預り
- 5/23 花巻年行事一明院、湯殿山参詣のため7月10日より29日まで暇
- 5/晦 岩館治五右衛門、花巻本御蔵奉行を中症のため辞任。→6/6後任に佐々木久兵衛。
- 6/5 献上かたくりの粉、口味。仲間と御用人へ申付け→6/9宰領足軽3人付け江戸へ登らせる。
- 6/12 八幡通と安俵通の草刈り場で出入りあり、郡代の内々で決済できずとして盛岡で詮議する
- 6/20 花巻本御蔵奉行工藤善蔵→平原久兵衛(なお名前が相方の佐々木久兵衛と同じ、名を平原久左衛門と改名)
- 6/26 当秋代り江戸登の面付：真寿院番人に花巻の新渡戸伝蔵
- 7/14 花巻勤番の御用人葛西正兵衛、病気にかかり、盛岡の嶋立篤(立甫の倅)花巻へ派遣される。
- 閏7/18 跡式：花巻の三田茂左衛門→子源右衛門(2人扶持)
- 閏7/19 印東弥一右衛門へ永代証文(中笹間村)
- 8/7 安俵高木通代官交代：佐久間守内→宮手茂兵衛
- 8/9 跡式：花巻の重茂三郎治→子善五郎(3人扶持)。名跡：佐藤勘治(養父)→佐藤綱太郎(実、弥惣治の嫡子、60石余)
- 8/22 殿様御据え判(花押)の写
- 9/17 花巻の簡作右衛門、漸虚の病症で度々引風、月代(さかやき)ができず結髪を願い出る。
- 9/24 領分中宗旨改め人数目録：稗貫郡 22,168人(内、男 12,198人)、花巻町 6,268人(内、男 3,479人)
- 9/28 南甲斐守参勤のため8月26日八戸発駕、本日盛岡止宿、御仮屋入り。
- 10/1 野田利兵衛、久々湿瘡患い台へ2廻の湯治暇。前月22日若殿と松平加賀守結納。
- 10/11 松前志摩守、参勤のため10日盛岡止宿。
- 10/23 来春江戸留守登りの面付：真寿院番人に花巻の富沢六左エ門と高橋市郎平
- 11/9 花巻勤番の日戸守右衛門、血忌御免→日戸の妻病死、忌御免
- 11/11 江戸下屋敷普請、1日若殿移る。19日婚礼。
- 11/15 石鳥谷町類族長七、14日病死、郡代より申し出。
- 11/19 跡式：花巻の中村定八→子門次郎(115石1斗余)。相撲の寒稽古、詰める医師の面付。
- 11/29 若殿婚礼の飾付け、11月19日、大書院に常信筆「寿老人」三幅対、小書院に雪村筆「鷺」二幅対。

[元文6年・1741] 2/17「寛保」と改元。藩主在府、家老中野吉兵衛光康、毛馬内三左衛門景次。なお家老漆戸主膳江戸勤番、吉田友右衛門常府

1/1 初鷹野鳥の下賜一雉1ずつ、日戸宇右衛門、白石与六、葛西正兵衛、矢幅八右衛門、松田弥兵衛

[元文6年・1741] 2/17「寛保」と改元。

1/5 前年冬拝領の雁残り吸い物、花巻郡代当番日戸宇右衛門へ雁紙に包み送る

1/12 黒沢尻物留、岩崎番人の面付。大迫通代官日戸壱兵衛→七戸忠右衛門、黒沢尻蔵奉行藤村源七・根守覚左衛門→米倉万左衛門・鳥谷助右衛門・殿様風紀取締りの書付を言い渡す

1/15 前年暮れ年貢皆済に出精した八幡寺林通代官照井多左エ門と楡引郷助へ満悦として褒美を仰せ付け。盗み鉄砲のため、各代官所内へ村廻り役人を派遣、郡山と花巻は所給人が見廻る。

1/17 二子万丁目通代官花巻の小山田善左衛門→同煤孫政右衛門（花巻郡代へ書状で申遣す）

1/23 花巻の富沢六左衛門、当春登りを仰せ付けられていたが、太田与次右衛門が江戸で病死したことから、真寿院番人として急きょ江戸登りを仰せ付かる

1/25 米不足で米穀他領出停止となり、藩境番所等での取締りを花巻郡代や諸代官に命じる

1/28 酒値段：諸白1升68文、並酒1升56文、2月1日より通用(値段増額の願い認可)

2/4 大迫代官所中町伝兵衛の子、平助(23歳)、たばこ売買のため罷り出て2か月逗留してきたが、前年11月までに帰らないとして、代官より目付まで欠落の訴え

2/15 花巻八幡寺住職病身のため隠居し、後住に信楽寺堯職と願い、認可。禄高50石

2/18 殿様参勤下向の際、伊沢川渡し船のため、お召し舟や御供船人足を盛岡藩で廻してきたが、仙台郡奉行萱場三郎右衛門より町奉行にあて仙台藩で行うことを申し出るが、これを断る。

3/3 花巻の伊藤左内、与力の三田善吉、同刀差の竹村三郎兵衛、同刀差の猫塚藤次郎、同役医伊藤元榮の新田披き揃い検地願いを認め、目付へ申渡す。

3/10 舩い金取立てのため、花巻通へ舩所物書1人派遣される。

3/12 江戸より飛脚、寛保と改元の報、郡代や代官へ書状で通知。松前志摩守と若狭守下向のため盛岡に止宿。

3/13 跡式：花巻の太田与次右衛門→子文次郎(102石、郡代へ通知)

3/14 二子万丁目通代官坂本八郎(病氣)→菊池勘三郎。田名部代官所川内湊大火

3/23 花巻の小山田多次郎、次男の弥之助の出家を願い出、認可。花巻信楽寺の後住に遍照寺とする八幡寺願書を認可する。

4/18 前沢本陣の武右衛門類焼し、合力を願い出、江戸に伺い、これを断り、代りに見積書をとることを命じられる。安俵通安俵村嘉平次家、15日自火にて焼失、花巻郡代より目付へ訴え

4/24 殿様の下向日程：18日江戸出立、道中12日振り、29日盛岡着

4/25 鬼柳黒沢尻通代官菊池三郎兵衛、忌懸で差支えあり忌御免となる

4/29 殿様、28日未刻花巻着、亥刻郡山御昼へ止宿、本日午上刻盛岡着。矢幅八右衛門は花巻で殿様着城祝儀の肴を差上げ

5/9 中野三五郎知行、八幡寺林通湯本村三之助(27歳)、前月26日より行方不明の訴え

5/16 下駄他領出、前年暮れまで御免となっていたが、当年から停止することを改めて申渡す

5/28 月次御礼：継目鳥目差上げ、花巻の中村門次郎、太田文次郎、佐藤総太郎、重茂善五郎、初目見え花巻の長沼新吉、入院花巻八幡寺、信楽寺、大興寺

6/2 跡式：花巻御給人柏葉清之丞→子の十之丞(2人扶持)、郡代へ書状

6/6 殿様お忍びで野田へ外出、針医上斗米長英御供を命じられる→6/13 殿様野田へ出立

6/22 殿様、野田・三崎野の帰り宮古・大槌・遠野を通る→7/3 殿様、三閉伊・大槌の吉利善兵衛の刀帯を認可

6/7 江刺家一郎右衛門、湿瘡の治療のため花巻藤根村へ50日暇、付添の倅半五郎15日の暇

7/7 家督：花巻御給人岩間伝之助(老病)→倅伝八、花巻郡代へ書状

7/10 御用人印東弥一郎右衛門と栃内左右申出：日戸宇右衛門、葛西正兵衛、矢幅八右衛門、松田弥兵衛の4人、花巻郡代兼帯を仰せ付け、順番次第半年交代、毎年または隔年で勤めてきた。役料米、半年25駄(花巻代官同様)、古来より格式定め場所故、人数減少できない。先例郡代2人交代、1カ年100駄の役料金。日戸五兵衛が郡代を仰せ付けられ引越しの際、役料1カ年50駄、50石加増された。それ以来、これを例に引き、半年25駄ずつ下す。今後この約料では引き続き勤務は難しいと思われ、半年交代50駄、3か月ずつ4交代25駄でもよい。この口上書を内々伺い、今後1カ年4交代、役料1人25駄ずつとの思召し、4人へ家

老申渡す。

[元文6年・1741] 2/17「寛保」と改元。

- 7/12 八幡通北九兵衛知行所滝田村権現堂山草刈り場について、安俵通小山田村と争論あり、藩主の裁決で権現堂草刈り停止となり、安俵通代官の宮手茂兵衛と花巻御給人三田伝五左衛門、八幡通代官照井多左衛門・花巻御給人櫛引郷助へ申渡す。花巻勤務の御用人日戸宇右衛門と葛西正兵衛、家老席に出る。→12/17 翌年春目付と勘定頭派遣し見分し処置することとなり、郡代へ書状
- 7/18 花巻境目、仙台領古人と盛岡領古人立会い見廻り 10 日終了、花巻郡代より目付を通じて申し出。太田左太夫、湿煩い、台へ1廻の湯治暇。
- 7/19 火の用心等のため瓦葺きを認められる。
- 7/24 花巻四日町裏の多七家、23 日夜自火にて焼失、類焼なし、花巻郡代より目付へ申し来る
- 7/26 家督：花巻御給人佐藤四郎兵衛(老衰病身)→倅十之丞、花巻郡代へ書状。献上鮭4尺、花巻で取り上げ、役人立会い料理の者塩付け、宰領足軽2人付け、6日振り差し登らせる
- 8/4 跡式：花巻御給人小山田多次郎→子の和七郎(5駄2人扶持)、花巻郡代へ書状
跡式：花巻御給人平賀市平太→娘婿で花巻御給人簡作右衛門次男の虎次郎(110石余)、郡代へ書状
- 8/7 八幡寺林通新堀村百姓助三郎家、3 日夜自火にて焼失、類焼なし、花巻郡代訴え
- 8/13 花巻信楽寺と白山ら、出世のため和州初瀬へ3ヵ年罷り登るとの願い、認可。
- 8/14 花巻の大守金之丞、菱喰1討ち上げ、料理の者塩付けし、大納言へ献上のため宰領足軽2人付け6日振りで差登らせる
- 8/25 久慈文内、打身治療のため台へ2廻の暇
- 9/22 領分中宗旨改人数目録：稗貫郡 22,357 人(内男 12,223 人)、和賀郡 35,667 人(内男 19,596 人)、花巻町 6,193 人(内男 3,182 人)
- 9/26 江釣子軍右衛門、湿瘡煩い、医師の勧めで台へ1廻の暇
- 9/29 花巻御給人石沢治五郎養子に、実兄の小山田善左エ門次男の与太夫としたい願い認可され、花巻郡代へ書状。
- 10/5 跡式：花巻御給人伊藤甚兵衛→子の熊太郎(122石余)
- 10/9 辻番所などで炊く火は目立たないよう、申渡す
- 10/21 来春供登りの面付：御末御番人に花巻の工藤左源太と花巻の平沢与七郎、遠藤惣右衛門の3人、真寿院番人に花巻の宮守五郎右衛門と藤根伝兵衛ら5人、花巻郡代へ書状。
- 10/27 花巻町奉行簡作右衛門→花巻の照井与五左衛門、花巻郡代へ書状
- 10/28 佐藤甚之丞親の涉菌、痔治療のため台へ2廻の湯治暇
- 11/5 八幡寺林通代官照井多左衛門と櫛引郷助ら所代官、定役金銭上納皆納入に付き、藩主からお褒めの言葉、花巻郡代へ書状。
- 11/16 八幡通石鳥谷町の類続いぬ、15 日病死、郡代から目付へ訴え。花巻御給人上田惣兵衛老衰病身につつき隠居と倅の民之助の家督相続願い、認可され、郡代へ書状。八幡通松尾嘉四郎知行、五大堂村百姓清左衛門子、孫三郎(25歳)、9月10日から行方不明、代官と嘉四郎訴え。
- 11/21 花巻御給人菊池茂兵衛老衰病身につつき隠居と世倅の茂次郎の家督相続願い、認可され、郡代へ書状。
- 11/24 殿様参勤、来年4月中とする老中奉書届く
- 11/晦 花巻本蔵奉行漆沢七郎左衛門が引負米仕り出奔したため、兄の下田清六は遠慮していたが、許される。帳付の伝兵衛、花巻一日市町検断の平内子の惣十郎、四日町源八、組預りを解く。花巻郡代へ申し遣わす。
- 12/9 名跡：花巻御給人平沢慶之助→弟の百松(もと枋内仁左衛門養子)、郡代へ書状
- 12/10 縁組：花巻御給人宮守五郎右衛門弟の長次郎、花巻町医の清水良庵の養子、郡代へ書状。
大迫通龜ヶ森村の中里半兵衛百姓庄吉、ちぶりからすと組むところを押さえ上げ代官差出し、お子様方の慰みなにもなるとして追って褒美
- 12/19 殿様と彦九郎様、花巻筋へお忍びで鷹野に外出、未刻郡山御仮屋で代官御機嫌伺い。
→12/27 晩の酉刻帰城
- 12/25 安俵通土沢町質屋善六の土蔵、21 日自火にて焼失、類焼なし、郡代・目付訴え。
- 12/28 月次御礼：家督鳥目差上げ、花巻御給人上田民之助、菊池茂次郎、継目安堵金差上げ、伊

藤熊太郎・平沢百松・三田源右衛門・小山田和七郎。二子通太田村源之助、12日より行方不明、郡代目付へ訴え

[寛保2年・1742] 殿様参勤、若殿下向 家老：漆戸主膳茂親、毛馬内三左衛門景次

- 1/2 年頭御礼：中丸にて花巻御給人100石以上、鳥目差上げ・
- 1/11 花巻御給人100石以上は年頭に盛岡に詰め御礼申上げ、以下は登りの際花巻で受ける。黒沢尻物留番人と岩崎番人の交代。花巻本蔵奉行平原久左衛門→土岐所市郎、花巻新蔵奉行大ケ生庄右衛門→菊池勘太夫(もと御用の間物書頭)、黒沢尻蔵奉行鳥谷助右衛門・米倉万左衛門→赤塚次右衛門・中市弥五左衛門。具足餅の下賜：柳の間にて絵師。
- 1/14 縁組：花巻御給人石清水長左衛門養子に、同所太田五郎左衛門三男の円之助。郡代へ書状。
- 1/15 花巻へ罷り越す葛西正兵衛へ、長柄の穂18本預け、花巻に指し置く
- 1/18 二子通代官所、御新田百姓源之助(35歳)、12月12日欠落の訴えと家財改め書付、代官より郡代日戸宇右衛門まで差出し、郡代より目付まで報告。
- 1/22 二子万丁目通代官大須賀久兵衛→七戸忠右衛門。酒値段：諸白1升61文、並酒46文、2月1日より。
- 1/24 花巻与力の三田伊兵衛、鬼柳通野田川原通りで新田20石630、享保18年1月野竿高証文交付、盛岡与力を仰せ付けられる。元文4年夏洪水で水押に遭い披き兼ね、2カ年延長、花巻に住居、直々花巻支配としてほしいとの願い、認可。
- ・花巻役替え：作事奉行三田文右衛門→太田文次郎、東根通山奉行亀ヶ森六之丞→永井金兵衛、西根通山奉行永井金左衛門・三田利五右衛門→亀ヶ守六之丞・伊藤左内、川奉行石川瀬左衛門→高橋瀬兵衛、郡代より目付まで書付。
 - ・花巻御給人伊藤熊太郎弟の次郎(13歳)、出家を望み盛岡の祇陀寺弟子とする願書、花巻郡代葛西正兵衛へ申し出、目付へ通知、認可の旨目付へ申し渡す。
- 1/26 二子通十二ヶ村御蔵百姓平左衛門・長四郎・庄左衛門、手廻し引連れ12日欠落、代官訴え出、花巻郡代より申来
- 1/28 殿様痛みあり、彦九郎様が代って出席し月次御礼を行う。
- 1/晦 二子通中笹間村百姓助左衛門、手廻し召連れ22日欠落、代官訴え
- 2/2 家督：花巻役医村岡道医(病氣)→倅元庵、花巻郡代へ書状
- 2/3 跡式：花巻御給人柏葉重之丞→子の卯之助、花巻郡代へ書状
- 2/7 津軽石友七、湿っぽい台湯元へ1廻の暇
- 2/8 宮手茂兵衛、持病の痔指発し台村へ湯治、16日の暇
- 2/15 福島本陣の安斉市郎右衛門名代利右衛門、小杉50帖、鴨2羽、生花(梅・椿)など献上。百岡権四郎、高木通町井村住の老母見舞いのため7日の暇。月次御礼：初目見え鳥目差上げ、花巻御給人石沢与太夫(治五郎子)
- 2/17 名改め：花巻御給人戸来熊之助→百右衛門。万丁目通南根子村御蔵百姓孫右衛門家出火、馬4匹焼死、けが人なし、花巻郡代より訴え
- 2/19 二子通代官所百姓平右衛門火元16日夜5時焼失、5軒焼失、代官訴出、花巻郡代申来
- 2/25 家督：花巻御給人上野十郎兵衛(病身老衰)→倅嘉藤次、花巻郡代へ書状
- 2/28 月次御礼：家督鳥目差上げ、花巻御給人佐藤重之丞。花巻鍛冶町裏片原丁春木場喜兵衛火元、万丁目通代官所宇兵衛家も焼失。郡代より訴え。八幡通北湯口村治郎右衛門家、25日晚自火にて焼失、花巻郡代訴え。
- 3/1 三上安右衛門、持病の痔差発し、台へ1廻の湯治暇
- 3/2 家督：花巻御給人乳井清六(長煩い歩行叶わず)→倅幸助
- 3/3 花巻御給人新渡戸甚内、嫡子の九郎治脚気煩い、次男の忠次郎(17歳)を嫡子とする願、認可され、花巻郡代葛西正兵衛へ書状。花巻御給人中館宇左衛門娘(12歳)、弟治兵衛(36歳、病身)、親類の戸田喜左衛門次男の清之丞(19歳)を婿養子とすること認められ、郡代へ書状。
- 3/5 参勤供廻りの諸士へ道中仰出
- 3/8 真寿院番人の花巻御給人藤根伝兵衛と宮守五郎右衛門、参勤供登り削減につき、供登りを免除される。家督：花巻御給人坂水長次郎(眩暈、老年)→倅亦七(36歳)、郡代へ書状
- 3/12 百岡権四郎、持病の痔、台へ2廻の暇
- 3/13 用人矢幅八右衛門、痰咳のため役職を辞任
- 3/14 奥村文平、咽脇に痰種出、台へ2廻の湯治暇

- 3/15 殿様参勤暇乞御礼：家督鳥目差上げ、花巻の上野嘉藤治、乳井幸助。
・花巻始め所々賄い定目：上1人1泊60文、下1人1泊40文、食事1什1菜、なお給人や
や与力は1泊30文ずつ、花巻三町から賄い代1カ年50文ずつ差上げを免除される。
[寛保2年・1742] 殿様参勤3/22、若殿下向5/16 家老：漆戸主膳茂親、毛馬内三左衛門景次
- 3/17 家督：花巻御給人柏葉安右衛門(老衰病身)→倅安平太
・参勤の節、殿様道中献立御向
- 3/20 用人栃内左右と印東弥茂市御供登り、白石与六病氣、用人は日戸宇右衛門1人となり、御
用支障、相役に漆戸甚吾郎(五郎とも)が加わる。・殿様参勤後に若殿下向のこととなる。
- 3/22 殿様、午上刻発駕→3/23 殿様22日申中刻花巻着城→3/24 殿様23日巳中刻和賀川渡し船
→4/20 殿様3日申上刻江戸着
- 3/22 改名：花巻御給人浅水甚之丞→甚兵衛
- 4/3 照井多左衛門、台十郎兵衛、佐藤澄之丞、菊池勘太夫、高橋十郎左衛門、高橋甚右衛門、
花巻方新田願上、検地改めの人馬諸賄い礼銭1石1貫文積り、15日まで金所へ上納。花巻御
給人平沢与七郎、同櫛引善八、櫛引郷助、工藤七右衛門も20日まで礼銭を納入するよう、花
巻郡代へ書状。町医清水良庵、黒沢尻通後藤村で野形并に起し目、35石新田願上げ、改めと
なる。
- 4/8 跡式：和賀通御給人鳥見の瀬川儀右衛門→子の茂伝次(5駄2人扶持)。花巻高松村駒板の
庄三(後に孫左衛門)、無調法の上行方不明、人相書領内に触れる
- 4/14 四戸文弥、大迫通亀ヶ森村で地尻地頭切添新田3石、享保17年願い、披き揃うが、損害
を受ける。
- 4/26 寺林通南寺林村百姓伊右衛門家、自火にて23日夜焼失、郡代日戸宇右衛門訴え
- 4/28 花巻郡代の役料1カ年100駄を80駄に削減、町奉行役料米1人20駄ずつを15駄ずつに
削減、二郡中新田御用勤めの刀指猫塚藤次郎と竹村三郎兵衛の扶持、雑事1日1升5合ずつ
を50石以上として支給せず。御役医築田通的、3人扶持の他に1日米3升9合6勺を支給
せず。作事所大工定目作料、1工あたり米1升2合、木挽1工1升7合、作料は支給するが
米は支給せず。郡代へ申渡す。酒値段、諸白1升64文、並酒51文(5月1日以降の値段)
- 4/29 万丁目通湯口村助次郎家、23日夜焼失、馬1匹焼死。郡代より訴え。
- 5/1 花巻与力亀ヶ森千松出奔、小高帳取上げ、郡代から目付へ来る
- 5/3 家督：花巻御給人石沢治五郎(眩暈と中症)→倅与太夫、郡代へ書状。
- 5/11 足輕を同心と呼称、花巻郡代や代官へ申渡す。
- 5/12 若殿在所への初めての暇願い、先月19日幕府より認可。日程6月5日江戸出立、12日振
り。寛文8年8月8日の曾祖父信濃守が部屋住の節、初て暇願いを仰せ出された。
- 5/16 若殿、15日子刻郡山仮屋着、16日盛岡着城。
- 5/28 欠端九太夫、花巻の実父上野十郎兵衛3月より病氣煩い、介抱のため往来20日の暇
- 6/1 跡式：花巻御給人中嶋清八→子の利忠太(2人扶持)、折居了探→子の了孝(13人扶持)、和
賀黒沢尻刀指竹村三郎兵衛→子の次郎右衛門(50石、内3駄2人扶持)、花巻郡代へ書状。
- 6/8 江戸で真寿院(信恩正室)26日死去
- 6/23 石鳥谷町古切支丹藤治郎次男藤八の嫡女、いぬ死去(72歳)、時宗光林寺に土葬。
- 7/2 家督：花巻御給人高屋権之丞(長煩い老衰)→唯七、郡代へ書状
- 7/3 家督継目御礼は、七夕より若殿が受けることとなり、花巻郡代等へ書状
- 7/6 仙台相撲の者共、10日頃から8月8日頃まで花巻・遠野・大槌まで稽古。
- 7/18 秋鳥討ち、花巻と和賀は停止。万丁目通円万寺村百姓長助、大湯四郎兵衛が倒れているの
を発見
- 7/19 秋代江戸登りの面付：御末番人に花巻の宮守五郎右衛門と櫛引善八、花巻郡代へ書状
- 7/24 安俵通高木村駒板の庄蔵、仙台領江刺郡野手崎村山伏円覚従弟の虎を殺害して欠落、庄蔵
の従弟で安俵通倉沢村柳田彦五郎、打ち首の処分、花巻郡代へ申し遣わす
- 8/2 改名：花巻の小野寺又作→惣右衛門、鈴木丑松→幾右衛門、一方井孫兵衛→忠右衛門、平
沢百松→継右衛門、上田民之助→弥一郎、高屋只七→八郎兵衛、
- 8/5 献上鮭三番・四番、かの1尺花巻立花留と三戸熊原川で取り上げ、料理の者塩付け、宰領
同心2人つけ6日振りで差登る
- 8/6 江戸登り、花巻御給人藤根伝兵衛→櫛引善八、郡代へ書状。
- 8/14 奥村文平、痰腫煩い、春に台へ湯治暇、少々快気、頃日差発し、繫へ15日暇

- 8/29 八幡通似内村助太郎、小道具抱え、年数勤務功勞により 5 駄支給、代官へ通知
- 9/4 新田小高証文交付：清水良庵 51 石 674、与力平沢与助 25 石 367、櫛引郷助 47 石 0888、小田代又右衛門 36 石 512、櫛引善八 47 石 115、など目付から郡代まで証文を遣わす
[寛保 2 年・1742] 殿様参勤 3/22、若殿下向 5/16 家老：漆戸主膳茂親、毛馬内三左衛門景次
- 9/8 鬼柳黒沢尻代官菊池三郎兵衛、忌懸のところ、御用差支えにより忌中御免
- 9/15 跡式：花巻御給人藤根伝兵衛→子の金左衛門(37 駄片馬、内 8 人扶持)、郡代へ書状
- 9/18 他国作毛水損あり、米・大豆・雑穀の他領出厳禁、花巻通は郡代へ書状、ほかは代官へ書状。
- 9/22 領分中宗旨改人数目録：稗貫郡 22,612 人、和賀郡 35,952 人、花巻町 5,881 人
- 10/1 月次御礼：安堵金差上げ高屋八郎兵衛、石沢与太夫
- 10/3 花巻郡代四分の一借上に付、江戸に伺い、遠所御役一同のこととして子控える。
- 10/5 花巻の簡権左衛門、宮守五郎右衛門、小野寺円清、四戸与一右衛門、玉山九郎治、三田伝五右衛門、折居作兵衛、三田文右衛門、三田伊兵衛、新田改め検地のため夫伝馬、賄いなどを命じられる。勘定頭工藤空右衛門、花巻へ検地御用に派遣される。
- 10/8 花巻郡代より、春木奉行に花巻御給人三田六之進と小山田茂平太を仰付の旨申渡し、役人ともへ申渡す
- 10/12 江戸へ花巻御給人櫛引善八 100 石軍役の人数で登り、御末御番下屋敷番人は 50 石以下は 2 人扶持支給の定め、この扶持方渡しかねるとして、100 石軍役では扶持方支給せず、50 石軍役は 2 人扶持支給となる。
- 10/15 大迫通外川目村越後家、12 日晚焼失し、娘ミの 20 歳、当年生れの女 1 人、馬 3 匹焼死、代官訴え
- 10/28 花巻御給人小野寺惣右衛門、嫡子兵太郎病死、次男磯五郎を嫡子とする。名須川小兵衛、嫡子万吉病死、嫡子を宮松とする。御用状来り、代官へ書状
- 10/晦 御用人で花巻勤番中の葛西正兵衛へ、来年江戸留守勤番の旨申し遣わす
- 11/4 二子万丁目通代官七戸忠右衛門→松田六左衛門(当分代り)。来春江戸留守詰江戸登の面付：御末番人花巻の三田伝次郎、花巻郡代へ書状。
- 11/17 改名：花巻御給人神山嘉七郎→同儀右衛門、江戸より御用状あり
- 11/22 沢内越中畑番人の勤務割は 4 月と 10 月、勤務中 2 人扶持
- 12/3 改名：花巻御給人藤左源太→同佐野右衛門、江戸より御用状
- 12/7 二子万丁目通代官の松田六左エ門、当分の間から直々となる。

【寛保 3 年・1743】 藩主修理大夫利視在府、若殿信濃守信貞在藩 漆戸主膳茂親、奥瀬内記定則、葛巻覚右衛門祐胃、南彦八郎、毛馬内三左衛門(在江戸)

- 1/1 日戸宇右衛門、年頭祝儀として御肴 1 折差上げ
- 1/2 信濃守信貞、中の丸出坐、年頭御礼：花巻御給人 100 石以上素礼による→1/6 年始お礼、100 石以上 2 人ずつ
- 1/7 七草祝儀のお粥と吸い物、お酒、家老や用人にふるまう
- 1/11 高木安俵通代官三田伝五右衛門→花巻御給人三田利五右衛門、花巻本蔵奉行佐々木久兵衛→和井内治部右衛門、花巻新蔵奉行高橋十郎左衛門→円子惣五郎、大迫蔵奉行一条和右衛門→米内円治
- 1/14 新造様を御前様と呼称する
- 1/19 八幡寺林通代官照井多左衛門と櫛引郷助と大迫代官齊藤十兵衛と高橋要右衛門へ、前年暮れの年貢米皆済、満悦の思召し褒美
- 1/21 前年冬より塩の値高騰、他領出厳禁、買は処罰の旨、代官所や境目通へ触れ出し、花巻郡代へ書状
- 1/22 日戸宇右衛門より、花巻役替え申来る：御金奉行上田治平・堀内太郎左衛門→平沢継右衛門・田頭伝六、御困穀奉行戸田喜左衛門→四戸深太、御作事奉行鹿討兵部→松岡安次郎、御台所奉行松岡弥三治→折居作兵衛、御道具奉行柏葉恒右衛門→零石弥平太
- 2/10 若殿参勤発駕、3 月 15 日となり御供登の目付らへ申し渡し→2/28 配符出立させる
- 2/12 跡式：花巻石善屋組付の鳥見田中長九郎→弟田中小太郎(2 人扶持)、御用人召連れ申渡す
- 2/15 若殿月次御礼：初瀬より罷り下る花巻白山寺
- 2/19 花巻与力三田伊兵衛へ、20 石 838 の小高帳下す

- 2/25 殿様参勤下向の節道中夜通し金と駄賃の定目：夜通し金、目付と勘定頭 5 両ずつから 3 両ずつへ、小納戸と供宿割、金奉行、目付所物書は 1 両 2 歩から 1 両ずつへ
- 3/3 上巳御礼：新田下さる花巻御給人鳥目差上げ、岩間伝八、伊藤左内、岩間左源太、
【寛保 3 年・1743】 3/5 御相撲銀之丞親、八幡通新城村久三郎へ本証文下し置く処、銀之丞暇下され、右証文を花巻郡代より差出す旨目付申出、判破り渡す
- 3/11 花巻御給人伊藤左内の嫡子病死し、代って次男宇三郎とする願、認可
- 3/21 用人松田弥兵衛願書、3 月初めより痰差発し胸強く痛み眩暈気味、治療をえているが、快気出勤できかね、4 月花巻勤番に相当、役義辞任の願書、江戸へ送る
- 3/22 家督：花巻御給人鈴木伝右衛門(眩暈、老衰)→倅清九郎、花巻郡代へ書状
- 3/23 知行四分の一上納申出：嶋立甫、清水良庵、照井多左衛門、三田六之進、伊藤左内、高屋八郎兵衛、岩間伝八、小田代又右衛門、岩間弥源太、櫛引郷助、三田利五右衛門、昆多次郎、鈴木伝右衛門、与力菊池文六、与力城源次郎、与力菊池幸次郎
- 3/27 用人白石与六、19 日中風当返片身不自由、葛西正兵衛留守居詰に江戸登り、松田弥兵衛病気のため辞職願い出、日戸宇右衛門花巻在番、これにより当分の間漆戸甚五郎を仰付、印形御免願いたい→4/22 認可される→閏 4/15 白石与六、御用人免職となる。
- 3/29 江戸御末番人の花巻御給人工藤佐野右衛門、病気のため在所へ暇
- 4/3 奥村文平、持病の痰腫のため台へ 3 廻の湯治暇。御用人日戸宇右衛門、当月交代のところ、松田弥兵衛病気のため直々勤務となる。奉書を遣わす。
- 4/9 二五万丁目通成田村御蔵百姓作兵衛家、6 日夜焼失、馬 2 匹焼死。花巻郡代まで訴え
- 4/10 若殿前月 26 日に着府。家督：花巻与力大沢新六(眩暈、不眠)→倅弥五郎、郡代へ書状
- 4/15 花巻川口町裏町店屋勘之丞手子の長八、花巻御給人佐々木平蔵田屋二子村へ 10 日昼過ぎ訪れ、勧進ねだり常居へ踏込みあらび申付け、居合わせた平蔵倅末三郎と梅木久太郎、名須川茂弥太の説得に応じず、脇差を抜き手向い、末三郎突留める。郡代へ訴え。検使代官煤孫政右衛門と取次神山幸右衛門派遣。→4/21 郡代から目付へ報告
- 4/22 御用人日戸宇右衛門、当番の葛西正兵衛罷り登り、白石与六と松田弥兵衛病気、御用人役所明き御用差支えを申す、漆戸甚五郎下向まで御用人所役所へ罷り出勤めることとなる。
- 4/27 殿様下向、21 日江戸発駕、道中 12 日振り、5 月 2 日着城の報
- 4/29 例年下向の際前沢泊りまで料理御用の肴賄所から御機嫌伺いとして花巻御給人差上げのところ、当年は前沢へ差上げないとの旨、花巻郡代へ書状。
- 閏 4/2 殿様前日花巻着、本日郡山御昼、午下刻着城。
- 閏 4/4 漆戸甚五郎、御用人御側兼帯
- 閏 4/8 鬼柳黒沢尻通、新渡戸源之助知行江釣子村百姓助吉(35 歳)、前月 4 日より行方不明、代官より目付まで
- 閏 4/17 村田道伯、疝積のため台へ 2 廻の湯治暇
- 閏 4/21 別当職：花巻胡四王の武兵衛→子の喜内
- 閏 4/24 跡式：花巻御給人工藤七右衛門→子の寿一郎(24 石 9 斗余)、郡代へ書状
- 閏 4/24 南左衛門佐様、前月 15 日江戸発駕、25 日花巻一宿、花巻御飯屋への御見廻に花巻御給人へ申付け、郡代桂源五左衛門へ御用人を申し遣わす、使者は花巻の昆多次郎となる。酒値段：諸白 1 升 64 文、並酒 1 升 52 文、5 月 1 日から相場
- 5/12 献上のかたくり粉 1 石、江戸へ差登らせる
- 5/14 中嶋三郎兵衛、湿疾煩い、台へ 1 廻の暇
- 5/27 大迫通下町善太郎下人の万吉(25 歳)、外川目村弥吉より召抱え置きも閏 4 月 1 日から行方不明、代官訴え。
- 6/1 松田弥兵衛、花巻へ内代罷り越すに付、従弟立花軍左衛門弟の善吾・義弥兵衛召連れ、花巻勤番中差置く
- 6/5 黒沢尻物留番人交代。当秋登の面付：御末番人宮守五郎右衛門と櫛引善八→花巻の四戸源太と村木治部左衛門→6/22 江戸登り免除
- 6/6 二子万丁目通太田村御蔵百姓駿河家、3 日焼失、人馬けがなし、代官から郡代へ申し出、申し来る
- 6/7 大迫代官中原甚五兵衛→波岡吉右衛門
- 6/9 鬼柳通岩崎村源右衛門家、自火にて焼失、人馬怪我なし、代官より郡代を経て目付へ訴え
- 6/20 江戸の奥様 13 日病死、鳴り物・遊山かましき義停止の旨、花巻郡代へ書状

- 6/25 家督：花巻御給人小山田善左衛門(病身老衰)→倅茂平太、郡代へ書状。花巻寺林の光林寺、病身のため隠居し、弟子の正薫が後住となる。
- 7/3 猿賀久兵衛、道中で落馬し腕に痛み、台へ湯治往来 10 日の暇
- 【寛保 3 年・1743】**
- 7/6 家督：花巻御給人三田文右衛門(老衰病身)→倅の伝次郎、花巻郡代へ書状
- 7/10 八幡寺林通婦地村御蔵百姓長兵衛家 8 日晚自火にて焼失、代官より郡代を経て目付へ訴え。
- 7/11 太田源左衛門旨目婿に、花巻御給人五日一角之丞弟の治五郎、角之丞へは花巻郡代松田弥兵衛まで書状を遣わす。
- 7/12 改名：花巻御給人鈴木嘉兵衛→与三右衛門
- 7/19 跡式：花巻御給人簡作右衛門→子戌松。佐藤弥惣治の嫡子、弟の甚助とする願い認可、郡代へ書状。
- 7/20 安俵高木通、葛西正兵衛知行鷹巣堂村百姓七右衛門手回し 4 人、閏 4 月 21 日夜から行方不明、親類 2 人を仙台領へ罷り越す
- 7/21 黒沢尻鬼柳通代官高野条右衛門→長坂次郎兵衛、花巻郡代へ書状を以て申し遣わす
- 7/22 花巻の松田弥兵衛煩い、介抱のため松田六左衛門倅の伊兵衛、松田三郎兵衛倅の友之丞暇願い、認可される。→松田弥兵衛の治療のため、坂井元達派遣される。→7/25 病気の松田弥兵衛の代りに、御用人三上多兵衛、直々勤めを仰せ出される。
- 7/26 花巻郡代松田弥兵衛より、二郡中川奉行猪去八十八→上田弥四郎、御困穀奉行神山義右衛門→四戸源太とする人事、目付申し出る
- 8/1 八朔の祝儀面付：家督安堵金差上げ、花巻御給人小山田茂平太、鳥目差上げ三田伝次郎、継目花巻御給人簡伝十郎、初めて鳥目差上げ花巻御給人佐藤甚助。花巻町奉行太田五郎左衛門、取次小田又右衛門、作事奉行太田嘉八郎と太田半兵衛、思召により閉門を仰せ付けられ、花巻郡代へ書状を遣わす。花巻御給人で江戸御末番人の三田伝五右衛門、6 月から腫れ気と疝気煩い、江戸より下る途中病死、花巻郡代三上多兵衛より遠使を以て申し来る。
- 8/2 代官所百姓への仰せ渡し、花巻郡代へも書状を遣わす
- 8/3 花巻町奉行に阿野兵部左衛門、花巻取次に北村清兵衛が、花巻作事奉行に佐藤善兵衛と高杉金左衛門が仰せ付けられ、郡代へ書状
- 8/4 花巻二郡畑返シ御用に、高橋十郎左衛門仰せ付け。
- 8/6 川井源兵衛倅の仁右衛門、打身のため台へ 1 廻の湯治暇。大迫・遠野せり駒定役の菊池市郎治病気のため、瀬川平六当分御用となる。
- 8/18 松田弥兵衛、御用人花巻郡代兼帯を病気のため辞職願い出るが、養生して勤務するよう仰せ出される。葛源右衛門、湿煩い台へ 1 廻の暇。花巻御給人三田利五右衛門、病気のため安俵高木通代官を辞任。
- 8/20 安俵高木通代官三田利五右衛門→宮野条右衛門、花巻郡代へ書状。下村宜平、持病の痔煩い、台へ 2 廻の湯治暇。
- 8/23 上田権六、湿煩い台へ 2 廻の湯治暇。葛門三郎、立願のため八幡通葛村諏訪大明神参詣のため 3 日の暇。
- 8/26 御者頭下斗米小四郎、御用人仰せ付け→9/15 御者頭の後任に栃内勝之進
- 8/27 跡式：花巻御給人大湯伝七→子孫四郎(3 駄 1 人扶持)、花巻郡代へ書状。
- 9/8 花巻鑑倉へ検見派遣。江戸御末番人三田伝五右衛門(病気)→花巻の宮守五郎右衛門、来春まで詰越す
- 9/12 花巻の小山田茂平太親で隠居、楽翁と改名、郡代より目付まで申し来る。
- 9/23 跡式：花巻の猪去八十八→子の喜平治(33 石 4 斗余)、郡代へ書状
- 9/24 領内宗旨改め人数目録：稗貫郡 24,776 人、和賀郡 35,067 人、花巻町 4,757 人
- 9/25 名跡：花巻御給人三田伝五右衛門(病気のため江戸から下る途中病死)→子勘太郎(25 駄 2 人扶持)、花巻郡代へ書状
- 9/27 鬼柳黒沢尻通代官へ、南鬼柳村と岩崎村百姓が前年諸士新田相對の致し方宜しからず、無調法と思われるが、貧窮の者共と思ひ、新田願いのものから本地主へ取り戻し、検地が済むまで上納を命じないことを仰せ出る
- 10/8 花巻町奉行の阿野兵部左衛門、洗濯のため往来 20 日の暇
- 10/9 花巻郡代三上多兵衛→下斗米小四郎
- 10/10 花巻通新田検地改めの工藤杵右衛門と工藤弥右衛門へ、改め方不吟味として閉門を仰付

花巻白山寺の後住に遍照寺匡淳となる。

10/23 代官への申し渡し、作物盗難の取り締り、花巻郡代へ書状

【寛保3年・1743】

10/25 安俵通成嶋村頼続善三郎娘ます、24日病死、宗門奉行へ申し遣わす由、郡代三上多兵衛より目付まで訴え

10/28 松田弥兵衛、病気のため役儀御免の願書を提出し、認可。

11/12 来春参勤供登りの面付：上屋敷御末番人に花巻の四戸源太と昆多次郎、花巻郡代へ書状。

11/17 花巻高松寺病身のため隠居、後住に観音寺憲音房年となる

11/27 花巻一日市町清八家、25日夜自火にて焼失、郡代より目付まで訴え

11/29 二子万丁目通轟木村知行所百姓勘三郎子の藤八(23歳)、10月10日頃から行方不明、目付へ訴え。

12/3 鬼柳黒沢尻通岩崎村百姓甚之助家、23日夜出火、3人焼失、代官より郡代下斗米小四郎を経て目付へ訴え

12/8 改名：花巻御給人門屋十兵衛子の犬房→三郎助、石清水長右衛門子の円之助→源八

12/18 花巻御台所折居作兵衛(病気)→鹿討長兵衛、郡代仰せ渡すの旨、目付まで訴え。

12/28 お歳暮の祝儀差上げ：下斗米小四郎ら肴1折

【寛保4年・1744】2/11より延享元年 藩主在国、若殿在府、家老：漆戸主膳茂親、毛馬内三左衛門、奥瀬内記定則、葛巻党右衛門裕胃

1/2 年頭御礼の面付：花巻御給人100石以上、鳥目差上げ。

1/3 初鷹野祝儀差上げ面付：下斗米小四郎、御肴1折。

1/8 大迫通代官齊藤十兵衛→松尾太郎左衛門、黒沢尻御蔵奉行中市弥三右衛門・赤塚弥次右衛門→佐藤利左衛門・田鍍市右衛門

1/15 花巻御給人中野八郎兵衛、嫡子病死、次男茂市を嫡子とする。同じく佐々木仁右衛門、嫡子病死、次男武善とする。いずれも盛岡にいる下斗米小四郎に申渡す。

1/21 花巻四代官伺い書と下斗米小四郎覚書：4代官所管内で近年身売り払底、下人召抱え差支え。下斗米小四郎、6日年始御用仕廻、10日頃花巻へ罷り越す。奉公人・出稼ぎのため他領出禁止となる。

1/24 高木安俵通代官宮野条右衛門→立花金左衛門、二子万丁目通代官煤孫政右衛門→平原久左衛門、八幡寺林通代官榎引郷介→大矢三右衛門。鬼柳黒沢尻通代官菊池三郎兵衛と長坂次郎兵衛、二子万丁目通代官松田六左衛門と煤孫政右衛門、八幡寺林通代官照井多左衛門と榎引郷助へ、前年冬の金銭皆納を誉められる。

2/13 花巻御役替え：御代物奉行岩間伝八→永井金兵衛、御困穀奉行三田六之進・四戸源太→伊藤左右衛門・岩間五平治、春木奉行三田六之進・小山田茂平太→平沢八十右衛門・石川瀬左衛門、小荷駄奉行中野与一郎→小屋舗伝蔵、植木奉行小山茂平太→岩間伝八、東根御山奉行永井金兵衛→藤根金右衛門、小役人代り申付けの段、郡代より訴え

2/14 黒沢尻代官菊池三郎兵衛、支配所百姓騒ぎ立て、八ヶ村、四ヶ村ずつ二か所にわけ仰せ渡し、鎮まり13日晚帰宿との訴え

2/16 花巻郡代下斗米小四郎、黒沢尻御百姓騒ぎ立て、勤め筋届き兼ね恐れ入り、慎しみ罷り有りとして訴え、指控えに及ばずとして、謹慎を免除される

2/29 花巻御給人鈴木久太夫、嫡子久平治病死、次男八十五郎を嫡子とする。

3/4 花巻御作事奉行松岡安次郎(病気)→高橋市郎平、郡代より申渡したと申し来る。

3/7 家督：花巻御給人三田利五右衛門(老病)→倅平太、郡代へ書状

3/8 花巻一日市町坂ノ下万吉家、自火で焼失、類焼2軒、万吉の馬焼死、郡代より目付へ訴え

3/14 花巻御給人三田六之進、詮議のため大ケ生長五郎にお預け、花巻郡代下斗米小四郎へ申渡

3/15 寺林通北寺林村久五郎(39歳)、4日より行方不明、代官訴え。黒沢尻通町分肝入庄吉、黒沢尻本町三之助ら計7名、詮議のため牢屋入りとなる。上江釣子村惣左衛門ら計5名へ花巻で牢屋入りを申付けと、郡代三上多兵衛申し来る。

3/18 北村清兵衛、花巻取次役を病気のため辞任

3/20 沢田長三郎、御用人仰付、但し御肴献上は伺いの上差上げず→3/23 沢田長四郎、花巻郡代共4人で勤務するよう、仰付

- 3/22 黒沢尻御蔵奉行田鍍市右衛門→沖五郎四郎
- 3/24 大迫の助左衛門、藤・松所持し 500 本余差上げ
- 3/25 殿様参勤、巳刻発駕、→3/26 殿様花巻泊りへ 25 日未刻着。
- 【寛保 4 年・1744】 2/11 より延享元年**
- 3/28 花巻町奉行阿野兵部右衛門へ、御通筋にて丁寧御意有難いと目付へ訴え。
- 4/5 松田六左衛門、花巻町奉行に仰付、相役阿野兵部左衛門と申合せ交代勤務となる。
- 4/20 黒沢尻通新渡戸源之助知行百姓長八(40 歳)、10 日より行方不明、代官より花巻郡代を経て目付へ訴え。二子万丁目通代官松田六左衛門→佐藤武左衛門(当分の間)
- 4/23 石亀伊左衛門、脚痛み、台へ 2 廻の湯治暇
- 4/24 殿様 7 日千住御昼休み、江戸着。
- 5/9 安俣高木通代官の立花金左衛門、病気により辞任→5/11 後任に花坂利右衛門、当分の間若殿下向 3 日江戸発駕、14 日盛岡着の用状届く→5/14 若殿 13 日花巻御泊り、巳上刻盛岡着。
- 5/14 三上多兵衛、花巻で若殿に御肴 1 折差上げ
- 5/15 大迫通内川目村与右衛門名子左吉家、自火にて焼失、馬 4 匹焼死、怪我人なし、代官訴え。
- 5/21 高木安俣通代官花坂利右衛門→山田文太夫、当分の間
- 5/25 真寿院三回忌、御前様名代の三上多兵衛、大慈寺に金百匹香典。葛西正兵衛、病気により御用人兼花巻郡代を願いの通り御免、奉書で申し遣わす
- 5/26 二子万丁目通代官佐藤武左衛門、直々本役。高木通伊藤武左衛門領黒岩村百姓仁左衛門家、自火にて 22 日焼失、人馬怪我なし、代官と花巻町奉行取次より訴え
- 5/28 早池峰山来月 10 日遷宮あり、代官詰めよう申渡す
- 6/7 鬼柳黒沢尻通里分村ほか 10 か村の畑返し春より取付けの願い、代官より差出し、郡代より申し来り、江戸に伺ったところ、下向以後沙汰あるまで猶予となる→8/19 認可
- 6/15 高木安俣通代官宮手茂兵衛→高橋要右衛門(当分の間)
- 6/16 遊行上人役僧修領軒、花巻寺林光林寺で煩い、上領玄泰派遣される。→6/20 前日昼病死
- 6/20 跡式：花巻御医師伊藤元栄→元伯(11 石 7 斗余)、郡代へ書状を以て申遣わす
- 6/22 類続死去：和賀郡成嶋村古切支丹沼野助作二女せん三男善三郎娘ます、寛保 3 年 10 月 24 日 57 歳で病死し成嶋寺に土葬、また稗貫郡東十二丁目村沼野助作二女せん三女かの娘、はな、寛保 3 年 12 月 28 日 61 歳で病死、歓喜寺に土葬。
- 6/26 遊行上人廻国、寺林光林寺に 25 日着
- 7/7 花巻町奉行松田六左衛門、病気により辞職を願い出るが、養生して努めるよう仰出。黒沢尻船奉行佐藤利左衛門→織笠甚兵衛
- 7/11 鬼柳黒沢尻通岩崎村孫惣家、6 日出火、馬 1 匹焼死、人に怪我人なし、代官訴え。初鮭めす 1 尺、花巻関袋留で高木村市右衛門取上げ、賄い所へ来る。
- 7/19 花巻取次に花巻御給人小山田茂平太申付け、郡代より申し来り、役人共に申達
- 7/26 花巻立花大綱にて豊沢町長左衛門、五番鮭めす 1 尺、黒岩留で黒岩村七之丞、六番かの 1 尺取上げ。
- 8/2 安俣高木通代官山田文太夫、直々本役となる。領分中宗旨改郡分人数目録：稗貫郡 30,766 人(内町人 6,364 人)、和賀郡 38,499 人
- 8/13 花巻町奉行松田六左衛門、病気のため罷り越す状態でない、阿野兵部左衛門夏仕度で花巻にあり、15 日洗濯暇
- 8/22 八幡寺林通代官永井喜左衛門→久慈伝八(当分の間)
- 8/23 花巻御給人中嶋利忠太、病気のため盛岡で養生、末期願い。
- 9/3 千田茂弥太、湿煩い台で 2 廻の湯治暇。
- 9/6 櫛引八幡遷宮の名代に、病気の山田文右衛門の代り下田覚蔵、仰付→9/12 藤枝宮内に交代
- 9/11 中野徳三郎と栃内勝之進の親松水の 2 人、痛みあり台へ湯治、中野徳三郎は 1 廻の暇
- 9/12 安俣通下小山田村御蔵百姓長之丞家、8 日夜焼失し馬府 2 匹焼死、人怪我なし、代官訴え
- 9/15 黒沢尻物留中里半兵衛→白石伴内
- 9/16 跡式：花巻御給人上田弥四郎→子十次郎(5 駄 2 人扶持)、郡代へ書状で申遣
- 9/20 花巻東根御山奉行中嶋利忠太(病気)→小野寺惣右衛門、花巻御道具奉行神山忠内(病気)→長坂源太、目付まで申来る。湿瘡煩いの滝兵右衛門、台へ 2 廻の湯治
- 9/25 花巻町奉行松田六左衛門、病気による辞職願、江戸に伺い、養生して勤務するよう仰出、願書は返却

- 9/28 花巻町奉行阿野兵部左衛門、相司六左衛門病気のため出勤なく、暮れ用事心掛け罷り越す、逗留中 15 日の暇
- 10/1 月次御礼：家督安堵金差上げ、花巻御給人三田利平太
【寛保 4 年・1744】2/11 より延享元年
- 10/4 岩根金左衛門、湿瘡煩い台へ 2 廻の湯治暇
- 10/8 跡式：花巻御給人郷助→養子の弥五郎(実は郷助弟の善八次男)、150 石余(内 20 石現米外、新田)、花巻御給人伊藤熊太郎→弟の虎五郎、123 石 6 斗余(内 8 石 621 野竿高)、いずれも花巻郡代へ書状で申し遣わす。江戸詰め夫として江戸に向かう途中であった花巻大工町の太郎吉、国分で行方不明となる。
- 10/11 高木通更木村織笠庄助百姓の平作家、8 日自火にて焼失、郡代より目付まで訴え
- 10/15 久慈伝八、病気のため八幡寺林通代官辞職→10/16 後任に立花金左衛門(当分の間)
- 11/7 安俵高木通代官山田八太夫、病気のため辞職→11/8 後任に工藤文太夫(当分の間)。
- 11/8 花巻川御奉行、病気の高橋瀬兵衛の代り佐々木仁右衛門、郡代申付け、郡代より申来る。大迫通内川目村清五郎家 4 日夜自火にて焼失、馬 9 匹焼死、代官訴え。
- 11/11 花巻中小路の金田一小右衛門居宅、10 日夜自火にて焼失、郡代より目付まで申来る、小右衛門は遠慮の訴え。
- 11/12 黒沢尻通百姓の処分、片付けを仰出、三田六之進と竹村次郎右衛門は預けの処分を解く。
- 11/14 二子通飯豊村新田百姓藤次郎(39 歳)、女房 29 歳、妹なつ 7 つ、弟辰 5 つ、先月 26 日行方不明の訴え、郡代より目付まで訴え
- 11/24 櫛引八幡宮普請相済み、惣奉行中村清右衛門と下御奉行磯田史郎兵衛、昨夜罷り帰る
- 11/25 若殿参府、来年 3 月中との書付、江戸より申来る
- 11/26 花巻春木奉行平沢八十右衛門(病気)→奥寺孫兵衛、花巻郡代申付け、訴え。来春江戸留守詰め登りの面付：於愛様御番人に花巻の岩間伝八ら、郡代へ書状。
- 11/29 跡式：花巻御給人神山忠内→孫太郎(清次郎の子)、2 人扶持。中嶋利忠太→婿養子弾次郎(中嶋文平弟)、2 人扶持、新田 13 石。
- 12/10 花巻郡代御用人兼帯の下斗米小四郎へ仰渡し、黒沢尻百姓騒ぎ立ての責任をとり差し控えを仰付、
- 12/23 花巻与力城源次郎と花巻御給人高橋市郎平、縁組
- 12/24 跡式：花巻御給人高橋瀬兵衛→子治兵衛(3 駄 2 人扶持)、郡代へ書状。
- 12/28 御歳暮の御肴差上げ
- 12/29 鬼柳黒沢尻通横川目村美濃部作左衛門百姓の甚九郎、手廻し 6 人、13 日晚より行方不明、代官と美濃部作左衛門訴え。

【延享 2 年・1745】藩主在府、参勤、家老：漆戸主膳茂親。毛馬内三左衛門景次・南彦八郎晴昌・葛巻覚右衛門祐青

- 1/1 若殿(信濃守信貞)年頭御礼
- 1/2 年頭御礼、中の丸上段の間：花巻御給人 100 石以上、素礼。御絵師、子供藤田左吉
- 1/6 信貞公年始御礼請け：花巻御給人 100 石以上 2 人ずつ、諸職人 5 人ずつ、平士の座にて御礼申上げ
- 1/10 代官交代：高木安俵通山田八太夫→工藤文太夫、八幡寺林通久慈伝八→立花金左衛門、蔵奉行交代：花巻本御蔵土岐所一郎・和井内治部右衛門→高橋左太郎・百岡権四郎、黒沢尻櫛奉行高橋左太郎→台十郎兵衛。具足餅下賜：絵師、柳の間後坐にて下す、諸職人中の丸御徒目付所にて。
- 1/21 二子万丁目通代官佐藤武左衛門→永井喜左衛門、当分の間。
- 1/22 櫛引八幡宮、来月 6 日遷宮となり、名代の山田文右衛門、普請奉行中村清右衛門・下奉行磯田市郎兵衛、1 日出立を仰出
- 1/25 諸白 1 升 70 文、並酒 1 升 52 文、1 日より町奉行へ申渡す
- 1/晦 若殿年増祝儀：漆戸甚五郎、三上多兵衛・花巻勤番沢田長三郎、御肴 1 折ずつ、築田物集女増年につき除く。
- 2/6 御用人三上多兵衛、当春留守詰め登、若殿道中御供を命じられたが、病気のため登りを免除され養生しながら勤務を仰出
- 2/14 高木通石井惣兵衛知行、立花村百姓六郎兵衛(40 歳)、8 日より見えずと代官訴え
- 2/20 江戸より飛脚：12 日麻布下屋敷類焼、殿様上屋敷に移る

- 2/22 閉門仰付の花巻御給人太田五郎左衛門、太田嘉八郎、太田半兵衛、小田代亦右衛門、憐愍を以て閉門を免除され、役儀取上げ仰せ出、郡代へ書状。
- 2/24 江戸下屋敷類焼、殿様・若殿御機嫌伺いに郡代沢田長三郎と花巻役人から派遣する
【延享2年・1745】藩主参勤、家老：漆戸主膳茂親。毛馬内三左衛門景次・南彦八郎晴昌・葛巻寛右衛門祐曹
- 2/27 御用人三上多兵衛、病気養生中、3月より花巻勤番、医師の診断では1両月は快復の見込なし、役御免を願い出、願書を江戸へ送り伺う。
- 3/6 跡式：花巻御給人平沢八十右衛門→子の伝右衛門、19石1斗余、郡代へ書状で申遣す
- 3/16 若殿参府のため盛岡発駕→3/17 若殿、花巻仮屋に昨酉刻御着→3/18 若殿、17日和賀川渡し船→舟奉行 3/18 夜戻る→4/10 若殿 27日午刻江戸着。
- 3/18 二子万丁目通代官平原久左衛門と佐藤庄右衛門へ、昨年年貢諸役金銭、舫金年内皆済仕り、褒美の言葉
- 3/19 安俵高木通江刺脇之助知行田瀬村百姓茂左衛門家火元で類焼あり馬1匹焼死、代官より目付まで訴え。
- 3/21 鬼柳黒沢尻通岩根金左衛門知行横川目村助左衛門家1軒18日自火にて焼失、代官訴え、郡代と金左衛門より目付まで訴え。
- 4/6 中野甚之丞、打身と痔煩い台へ湯治2廻の暇
- 4/9 瀬川甚左衛門と花巻御給人三田理平太、縁組願いの通り仰出、目付へ申渡す、三田へは御用人へ申渡す
- 4/11 差控えの御用人花巻郡代兼帯の下斗米小四郎、差控え免じられる
- 4/14 高木通石井惣兵衛知行立花村百姓六郎兵衛、2月8日より見えずと訴えていたが、参宮より罷り下り、直々知行所に差し置く
- 4/25 前年春黒沢尻通百姓共徒党して願い騒動、首謀者の処分。
- 5/1 江戸下屋敷類焼、通代官所百姓より寸志金差上げあるが、これらを却下する。花巻四代官への通達は御用人下斗米小四郎へ申渡す。殿様下向22日江戸発駕し道中12日振り4日到着。
- 5/3 殿様花巻止宿へ遠使派遣→5/4 殿様3日鬼柳御昼、和賀川洪水のため鬼柳逗留、花巻城に入らず、直々盛岡城に入城。
- 5/11 南左衛門佐様と松前若狭守往来の節対応について仰出
- 5/28 月次御礼：家督鳥目差上げ一花巻御給人中野仁助、継目安堵金差上げ一櫛引弥五郎、伊藤虎五郎、鳥目差上げ一中嶋弾治郎、佐藤甚助、平沢伝右衛門、高橋治兵衛、役医伊藤元伯、初鳥目差上げ一佐々木武膳、小川千代松、佐々木藤十郎
- 6/1 跡式：花巻御給人菊池茂次郎→子の久平、10駄
- 6/5 家督：花巻御給人伊藤善右衛門(中症で快気奉公の状態でない)→倅九伝次、郡代へ書状。源勝寺住職、頭痛煩い台へ湯治のため15日の往来暇。
- 6/26 跡式：花巻御給人浅水甚兵衛→子の多次郎、5駄、外に0石674新田、2石435野竿高、花巻郡代へ書状。領分中、湯坪書上げを仰出。
- 7/10 継目家督御礼：初鳥眼差上げ一梅本久之助
- 7/11 岩間作右衛門、湿瘡煩い台へ1廻の湯治暇
- 7/28 月次御礼：初鳥目差上げ一中野茂市、雫石長久、小原与次平、初鳥目差上げ一花巻与力三田伊太郎、与力煤孫長之助
- 7/29 殿様、27日三本柳へ御鷹野、街道並松を見て、街道筋の代官へ並木の手入れなどを指令、花巻郡代へ書状を遣わす。佐藤有益ら、早池峰山参詣のため往来15日の暇
- 8/3 殿様、8月と9月に守護の御祓い
- 8/6 献上の初鮭めす1尺、二子村小右衛門が花巻黒岩留で取上げ、郡代より来る。→8/15 五番鮭めす1尺と六番鮭かの1尺、郡代より届く。
- 8/20 下斗米小四郎倅の源太、湿瘡煩い台へ2廻の湯治暇
- 8/24 伊藤太郎左衛門、立願のため早池峰参詣往来10日の暇。